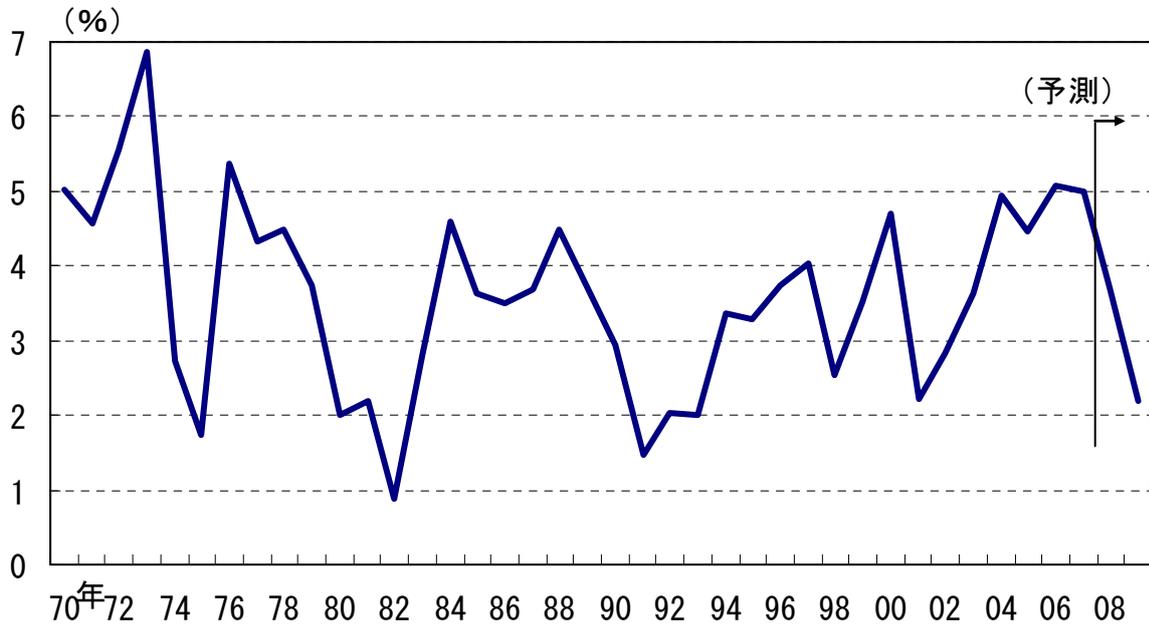
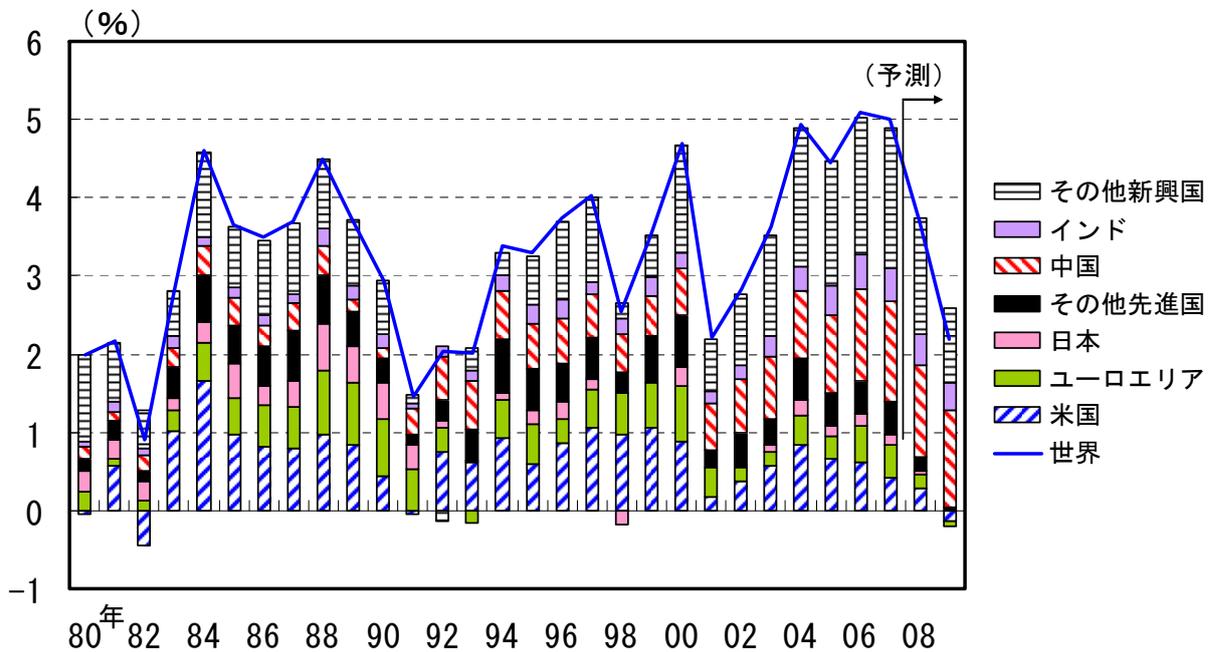


(図表 1 - 1) 世界経済の成長率

1. 世界の実質 GDP 成長率の推移



2. 世界の経済成長への寄与度

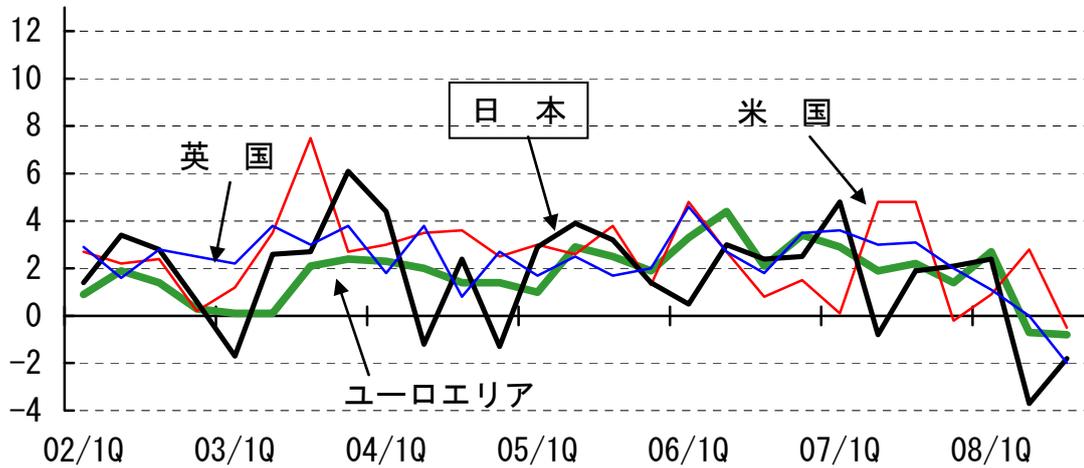


(注) 購買力平価ベース。予測は、本年 11 月に IMF が公表したもの。

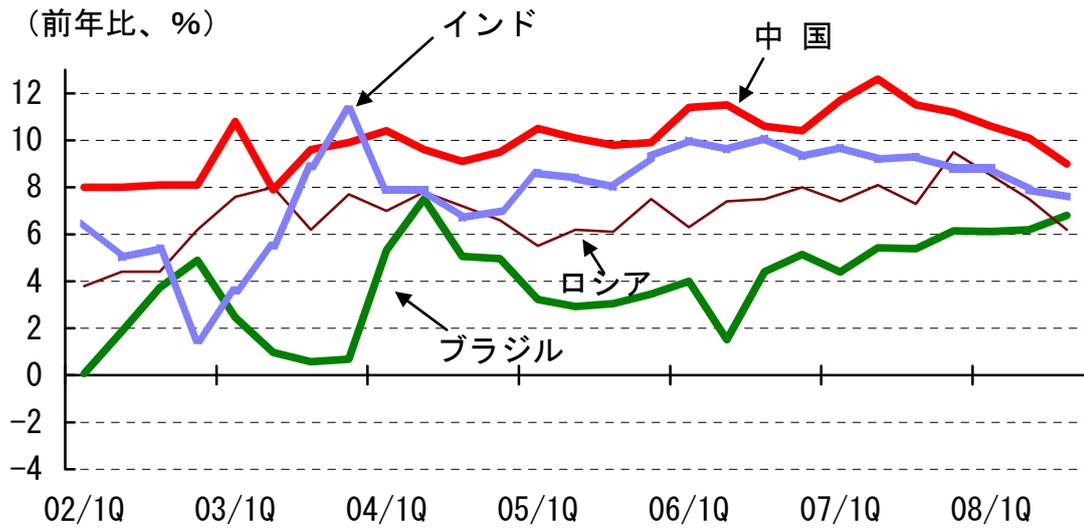
(資料) 国際通貨基金 (IMF)

(図表 1 - 2) 各国・地域の実質 GDP 伸び率推移

(前期比・年率換算、%)



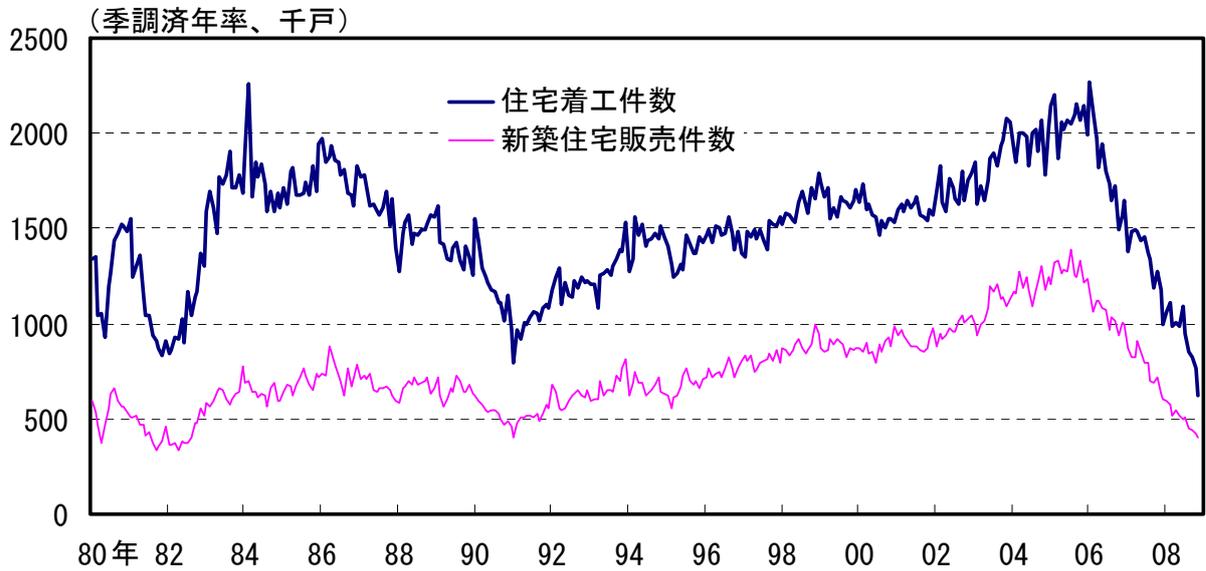
(前年比、%)



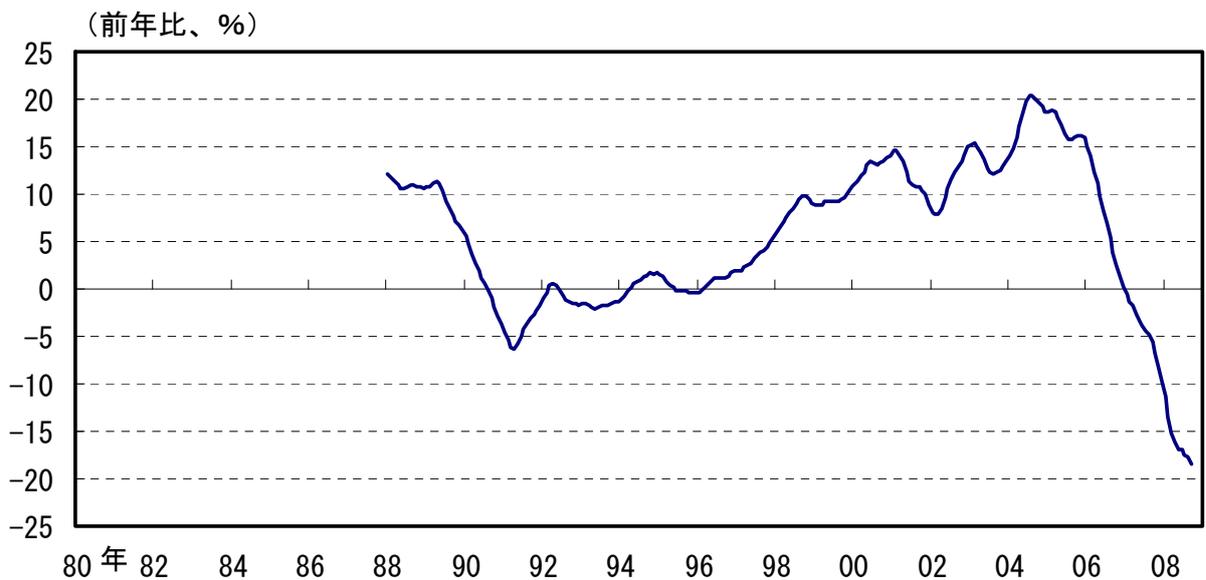
(資料) Bloomberg

(図表 2) 米国の住宅市場

1. 住宅着工・販売件数



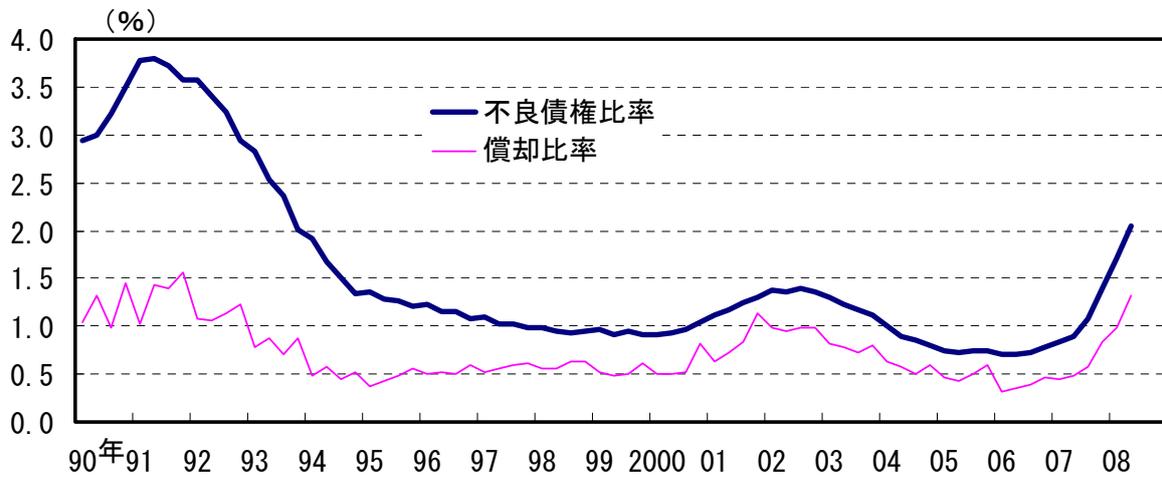
2. 住宅価格指数 (S & Pケースシラー指数<10都市平均>)



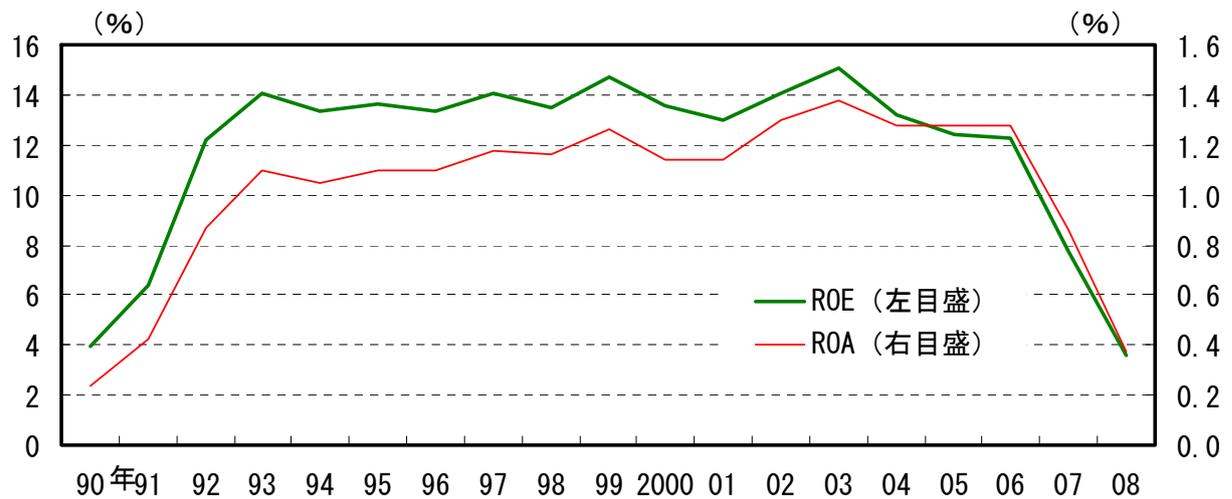
(資料) Bloomberg、Standard & Poors

(図表3) 米国：金融面の指標

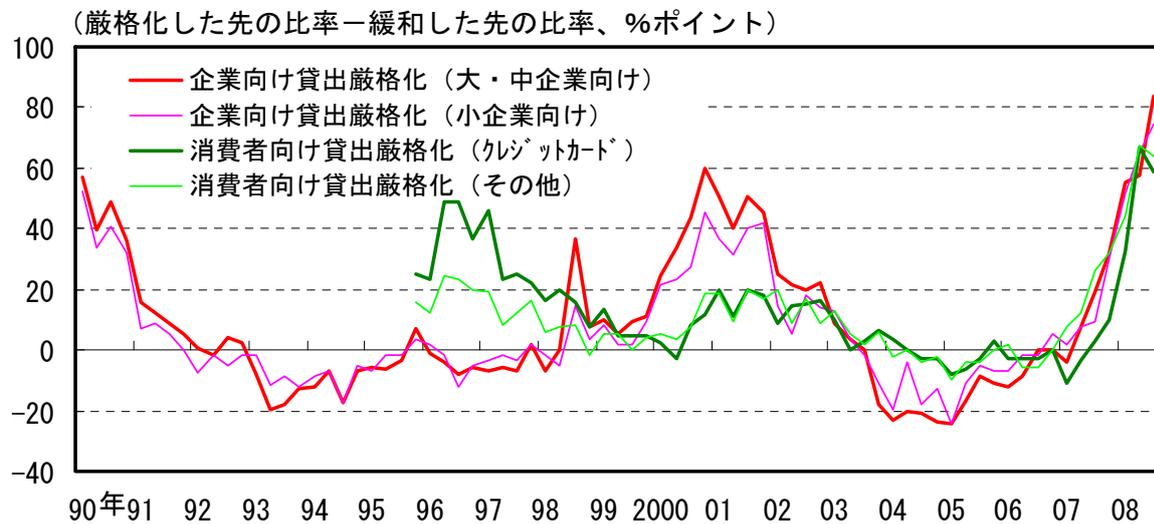
1. 不良債権比率、償却比率



2. 収益性



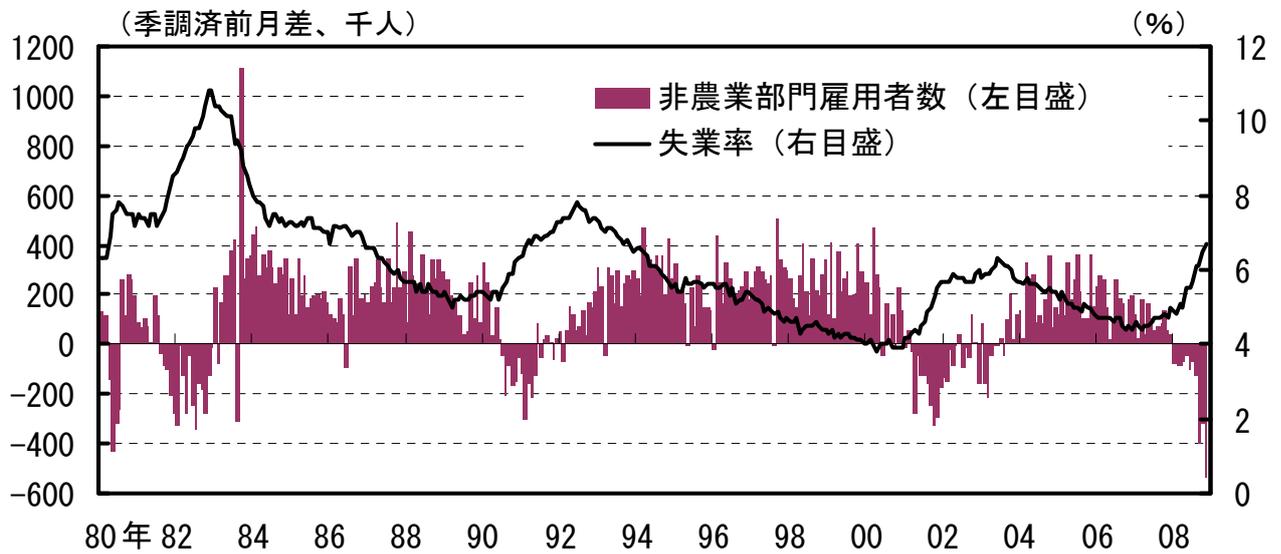
3. 金融機関の貸出態度



(資料) Federal Deposit Insurance Corporation、FRB

(図表4) 米国の雇用情勢

1. 就業者数、失業率



2. 非農業部門雇用者数前月差の業種別動向

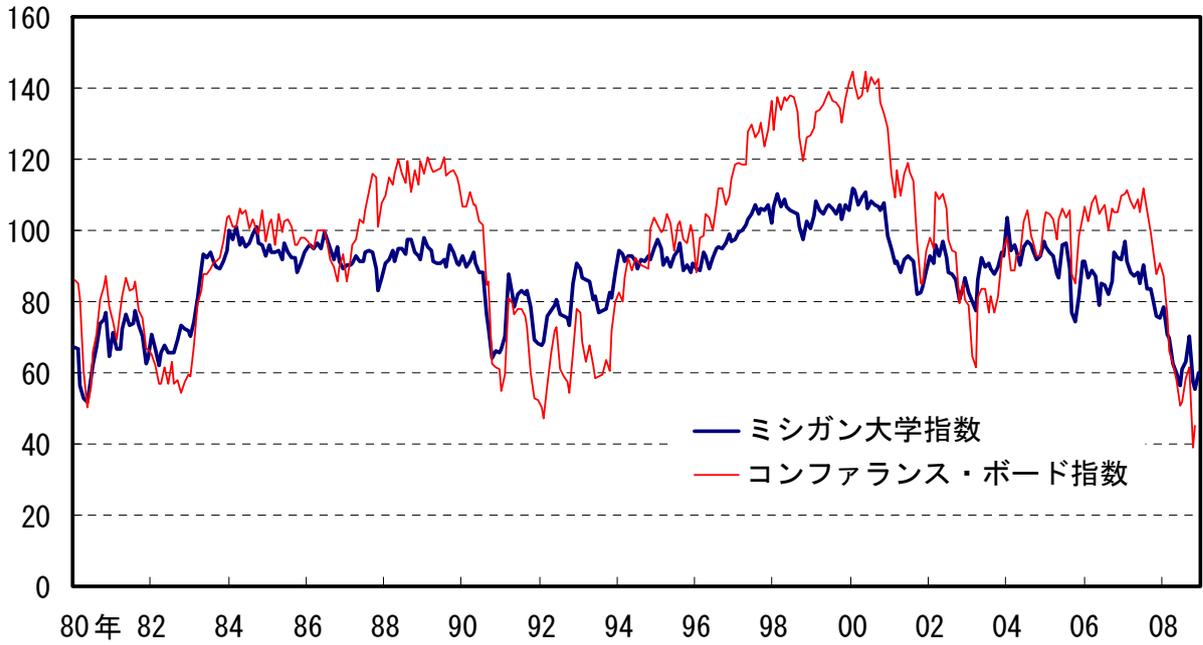
(万人)

	07年 12月	08年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 (p)	11月 (p)
非農業部門	4.1	▲7.6	▲8.3	▲8.8	▲6.7	▲4.7	▲10.0	▲6.7	▲12.7	▲40.3	▲32.0	▲53.3
民間部門	▲1.4	▲7.9	▲10.9	▲10.3	▲9.1	▲9.9	▲11.0	▲10.6	▲13.9	▲38.4	▲36.2	▲54.0
鉱業等	0.4	0.5	0.0	0.6	0.2	0.8	0.8	0.9	1.1	0.7	0.1	0.4
建設	▲5.5	▲3.9	▲4.4	▲3.9	▲5.9	▲3.8	▲5.0	▲2.3	▲2.0	▲5.5	▲6.4	▲8.2
製造業	▲2.2	▲3.5	▲4.7	▲4.6	▲5.2	▲2.1	▲4.4	▲4.0	▲6.1	▲6.9	▲10.4	▲8.5
卸売	▲0.2	▲0.6	▲1.0	▲0.3	▲1.0	▲0.6	▲0.4	▲1.7	▲1.1	▲0.8	▲2.4	▲2.5
小売	▲2.5	▲1.6	▲4.3	▲2.7	▲4.6	▲2.4	▲0.8	▲2.2	▲2.8	▲7.6	▲6.2	▲9.1
運輸・倉庫	▲0.9	▲0.5	0.1	0.2	0.1	▲1.4	▲1.0	▲0.0	▲0.9	▲3.9	▲1.7	▲3.2
情報	▲0.4	▲0.4	0.2	▲0.3	▲0.6	▲0.5	▲0.5	▲0.9	▲0.4	▲0.6	▲0.6	▲1.9
金融・保険	▲0.4	▲0.5	▲0.4	0.1	0.0	▲0.5	▲1.1	▲0.7	▲0.6	▲1.3	▲1.9	▲2.0
不動産等	▲0.4	▲0.3	▲0.9	▲0.1	▲0.3	0.2	▲0.2	0.0	▲0.4	▲1.1	▲1.2	▲1.2
専門サービス	5.2	▲3.0	▲2.8	▲5.9	1.7	▲4.9	▲5.5	▲2.3	▲5.0	▲6.5	▲6.3	▲13.6
教育・医療	4.6	4.9	4.8	4.4	4.8	6.3	7.1	4.4	6.2	▲0.4	2.8	5.2
レジャー	0.7	0.9	1.6	1.6	1.4	▲1.1	0.0	▲2.4	▲1.6	▲5.2	▲2.5	▲7.6
他サービス	▲0.3	▲0.3	0.2	▲0.0	▲0.1	▲0.2	▲0.6	▲0.2	▲1.0	▲0.1	▲0.4	▲1.1
政府部門	5.5	0.3	2.6	1.5	2.4	5.2	1.0	3.9	1.2	▲1.9	4.2	0.7

(資料) 米国労働省

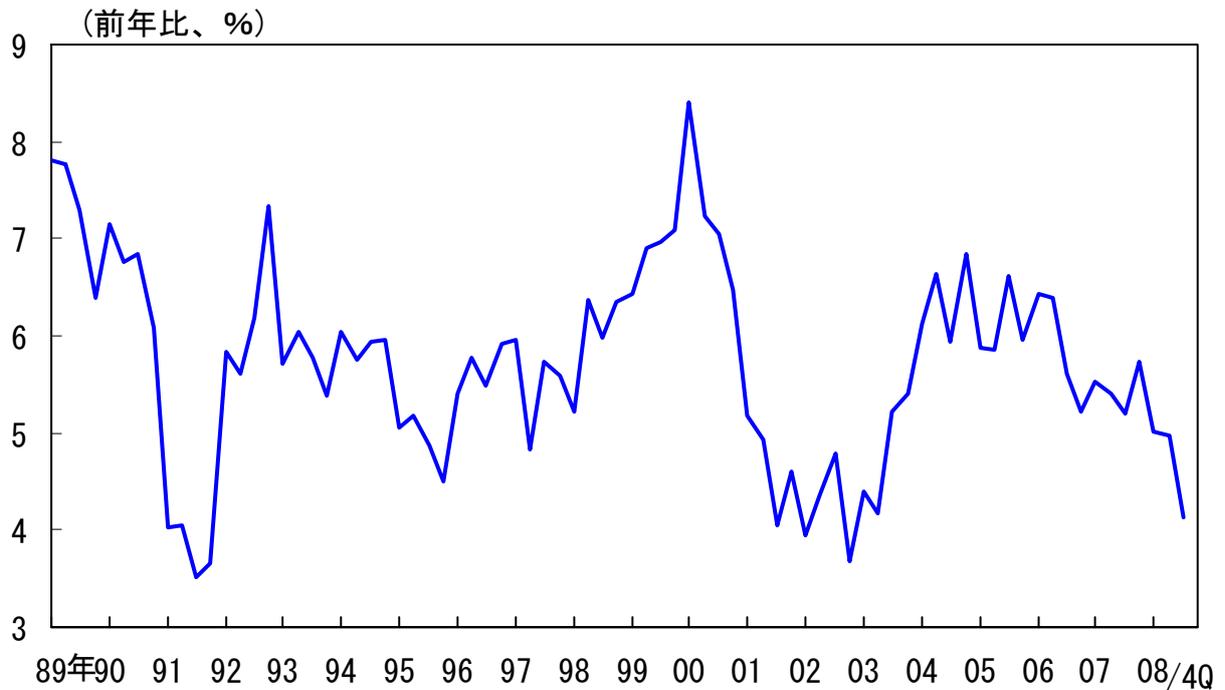
(図表5) 米国の個人消費

1. 消費者コンフィデンス



(注) コンファランス・ボード指数は85年=100、ミシガン大学指数は66/10=100。

2. 名目個人消費



(注) 08年第4四半期は10月の前年比。

(資料) Bloomberg

(図表6) 最近の輸出動向 (通関統計・名目金額ベース) について

1. 相手国別

	07/10月	11月	12月	08/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	構成比
世界	13.8	9.6	6.8	7.7	8.7	2.3	3.9	3.7	▲1.8	8.0	0.3	1.5	▲7.8	▲26.7	100.0
アジア	12.6	12.5	8.2	8.1	13.8	1.8	7.1	8.1	1.3	12.6	6.6	2.8	▲4.0	▲26.7	48.3
中国	19.2	13.6	8.3	4.5	14.8	3.1	13.9	12.2	4.9	16.5	8.8	1.7	▲0.9	▲24.5	15.3
米国	▲1.5	▲6.2	▲4.5	▲3.2	▲6.0	▲11.0	▲9.1	▲9.4	▲15.4	▲11.4	▲21.8	▲10.9	▲19.0	▲33.8	19.5
カナダ	9.5	23.5	15.9	▲0.7	▲5.3	5.5	▲4.3	▲6.8	▲7.0	6.2	▲13.0	▲10.8	▲8.0	▲36.3	1.5
メキシコ	0.9	9.1	▲5.3	▲6.4	▲24.9	▲24.0	▲11.8	▲13.9	▲3.6	▲4.4	▲10.8	▲5.1	▲10.4	▲23.2	1.4
EU	24.0	8.5	2.6	10.6	7.1	3.6	1.3	▲1.1	▲11.2	4.1	▲3.5	▲9.0	▲17.2	▲30.8	14.8
ドイツ	15.6	4.8	1.3	4.5	7.0	▲4.7	2.3	1.4	▲8.7	▲1.4	▲1.5	▲3.8	▲11.4	▲23.8	3.1
フランス	13.2	16.5	6.8	25.4	13.1	17.8	▲0.4	▲3.4	▲5.1	11.0	▲5.7	▲14.1	▲16.1	▲36.0	1.2
イタリア	0.4	1.3	▲5.2	▲9.6	▲4.5	▲0.3	▲15.3	▲18.1	▲34.2	▲35.6	▲35.7	▲44.5	▲48.1	▲28.4	0.9
スペイン	9.1	▲9.3	▲9.6	17.9	▲1.7	▲2.7	▲8.2	▲9.8	▲11.3	▲4.5	▲10.6	▲10.0	▲21.9	▲52.8	0.8
アイルランド	34.1	22.1	5.1	▲11.9	2.3	▲13.3	4.0	▲31.2	▲38.3	▲33.2	▲35.4	▲21.8	▲46.6	▲59.2	0.2
イギリス	29.0	6.8	1.0	5.6	3.7	23.8	8.8	▲12.5	▲20.5	9.8	▲11.5	▲21.5	▲23.1	▲45.6	2.3
中東	61.9	43.7	33.5	22.3	14.6	17.0	17.7	▲3.9	22.1	27.5	16.8	44.5	11.3	▲0.4	3.8
サウジアラビア	65.2	18.1	12.5	▲14.3	▲30.4	▲8.5	12.7	▲23.8	▲2.1	36.0	16.4	61.6	20.2	▲4.5	0.9
ロシア	66.8	33.3	39.9	41.3	41.1	54.4	58.5	58.7	39.4	45.7	40.9	71.5	24.0	▲6.7	1.6

2. 商品別

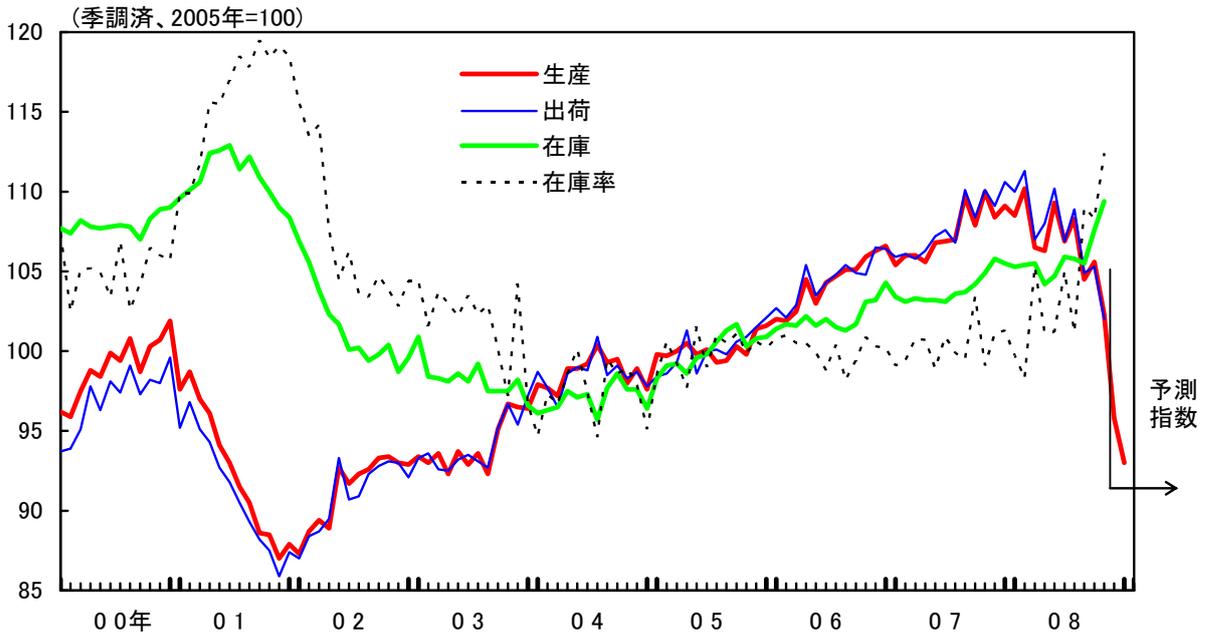
	07/10月	11月	12月	08/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	構成比
全商品	13.8	9.6	6.8	7.7	8.7	2.3	3.9	3.7	▲1.8	8.0	0.3	1.5	▲7.8	▲26.7	100.0
鉱物性燃料	69.6	106.0	133.0	243.0	99.6	37.9	100.9	140.2	220.8	118.5	103.3	56.8	64.7	8.4	1.4
有機化合物	20.1	0.8	8.0	▲8.3	▲3.8	▲5.1	▲10.6	▲13.4	▲7.4	4.7	7.7	▲9.5	▲28.2	▲42.2	2.7
鉄鋼	13.0	2.2	8.1	7.8	11.0	12.0	4.9	4.2	8.9	22.2	23.3	46.8	22.6	3.7	4.9
非鉄金属	21.5	11.4	4.9	5.9	24.0	10.1	6.9	2.0	▲6.6	3.6	▲6.0	▲7.0	▲13.7	▲30.3	1.9
金属製品	16.2	9.9	7.2	11.7	16.8	5.9	2.6	0.3	▲2.9	10.4	▲3.8	▲0.3	▲5.5	▲19.7	1.4
電算機類	9.0	1.5	▲2.3	▲16.1	▲8.5	▲12.9	▲9.0	▲14.1	▲18.5	▲25.1	▲16.4	▲15.9	▲24.5	▲31.5	1.0
電算機類の部分品	8.3	2.0	▲9.1	▲3.8	0.9	▲15.3	▲10.2	▲0.5	▲16.5	0.6	▲6.1	▲4.4	▲10.0	▲28.9	2.2
金属加工機械	5.9	2.9	▲9.6	6.3	8.7	14.1	15.9	7.9	3.0	8.0	▲2.9	4.6	▲5.6	▲28.7	1.5
ポンプ・遠心分離機	26.9	16.3	10.4	7.3	▲5.3	3.9	16.5	11.8	▲9.3	18.7	3.3	2.3	5.7	▲13.9	1.5
建設用・鉱山用機械	31.3	20.6	14.0	7.8	28.7	17.2	7.6	10.4	2.3	3.7	▲4.3	13.6	▲9.3	▲22.5	1.6
荷役機械	14.3	22.2	23.5	19.9	12.8	11.4	13.8	2.9	30.8	31.9	16.4	23.4	7.6	▲11.9	1.0
半導体等電子部品	6.9	▲5.8	▲6.6	▲10.7	▲13.1	▲15.5	▲7.5	3.0	▲4.0	4.0	▲4.2	▲6.8	▲12.6	▲29.0	6.0
テレビ受像機	▲29.1	▲35.7	▲27.2	▲19.7	▲11.6	▲10.5	0.6	▲20.5	▲10.1	▲13.2	▲34.9	▲32.4	▲37.5	▲49.0	0.3
音響機器	▲4.2	▲0.4	▲11.2	▲14.1	▲5.2	▲23.3	▲20.1	▲6.0	▲10.6	▲7.4	0.7	▲13.0	▲16.8	▲36.9	0.1
音響・映像機器部分品	▲26.1	▲25.7	▲33.2	▲14.2	▲6.0	▲19.0	5.4	3.3	5.6	1.3	▲6.6	▲6.3	▲15.2	▲38.2	1.3
電池	12.0	14.7	7.9	14.8	14.7	6.0	21.0	20.8	7.0	22.6	19.9	20.2	27.3	▲4.4	0.5
自動車	21.3	14.0	16.2	13.1	9.0	9.6	12.4	3.5	▲0.1	12.7	▲6.4	5.4	▲15.0	▲31.9	17.2
二輪自動車	▲5.1	▲12.2	▲24.9	▲4.3	▲9.8	▲15.6	▲37.6	▲13.2	▲18.9	▲22.3	▲10.6	▲22.7	▲31.7	▲18.8	0.8
船舶	21.4	10.9	22.3	9.2	87.7	31.1	22.0	24.4	▲29.5	▲12.2	25.0	19.5	21.4	0.3	2.2

(注) 構成比は2007年度。

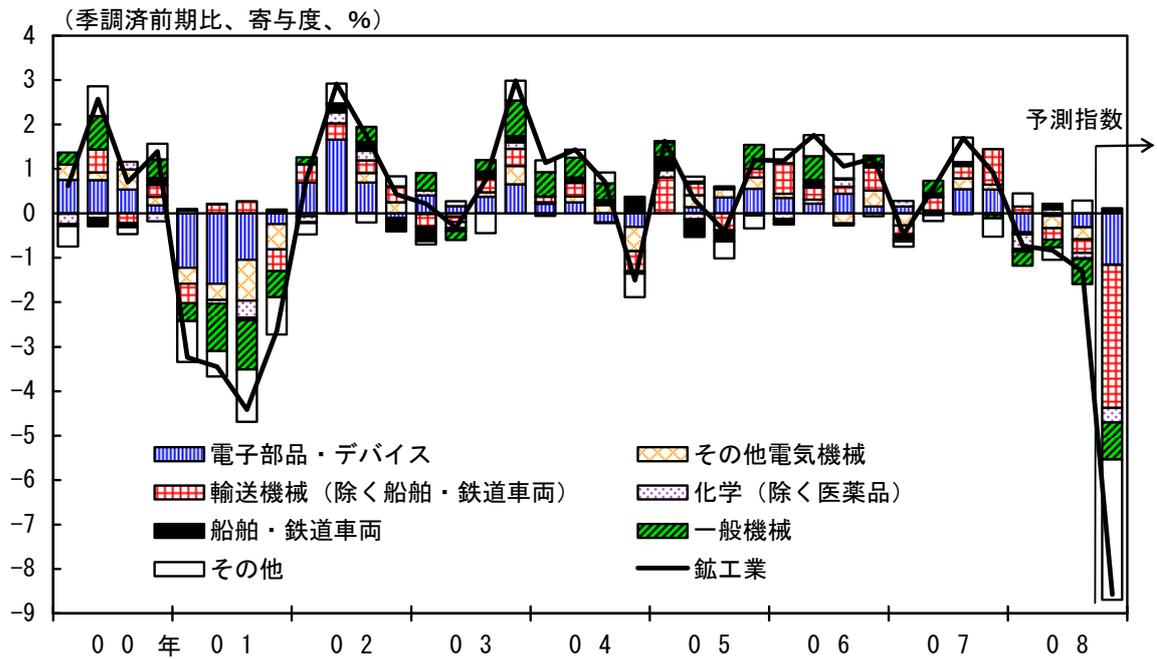
(資料) 財務省

(図表7) 鋳工業生産

(1) 鋳工業生産・出荷・在庫



(2) 生産の業種別寄与度

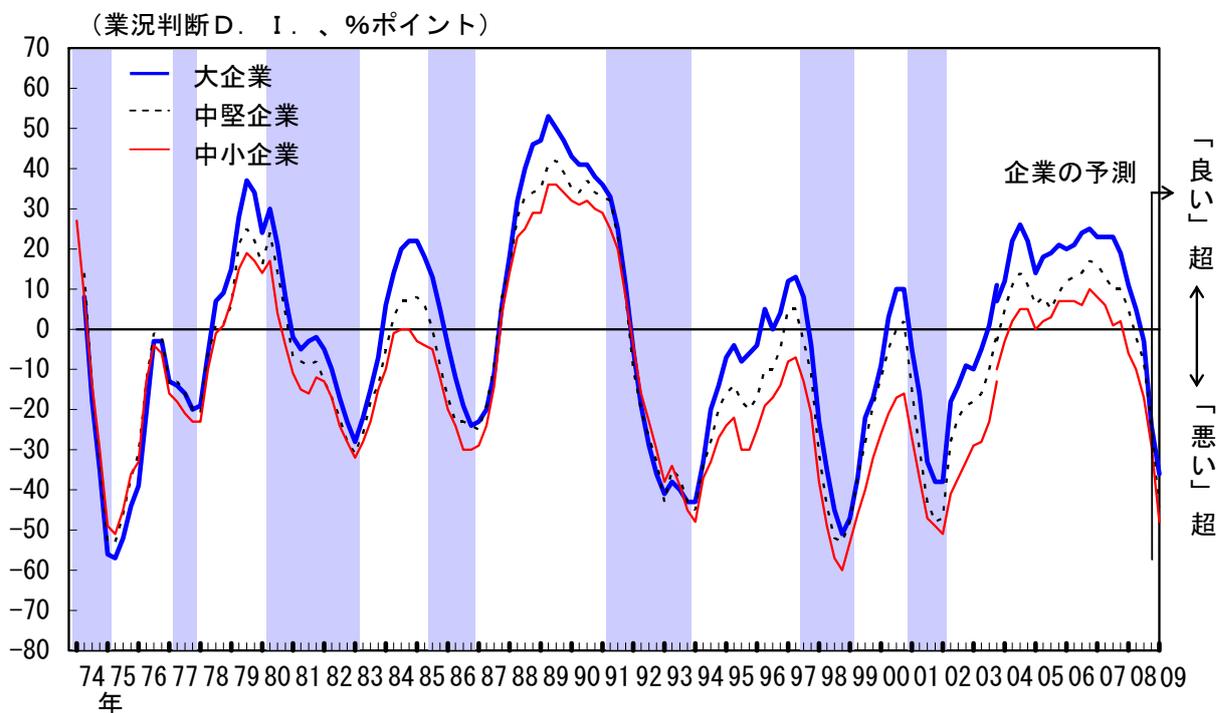


- (注) 1. その他電気機械は電気機械、情報通信機械を合成したものの。
 2. (2) の2003/1Q以前は、2000年基準の指数を用いて算出。
 3. 2008/4Qは、予測指数を用いて算出。

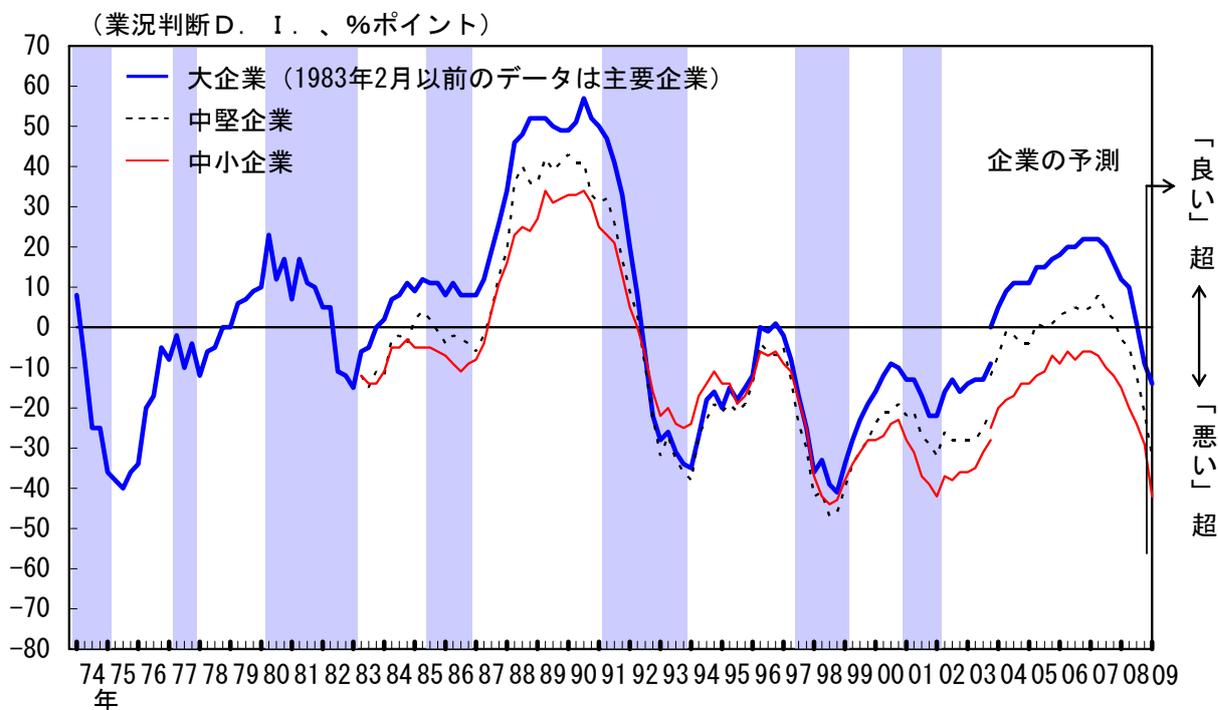
(資料) 経済産業省「鋳工業指数統計」

(図表8) 企業の業況判断

(1) 製造業



(2) 非製造業



(注) 1. 2004年3月調査より見直しを実施。旧ベースは2003年12月調査まで。

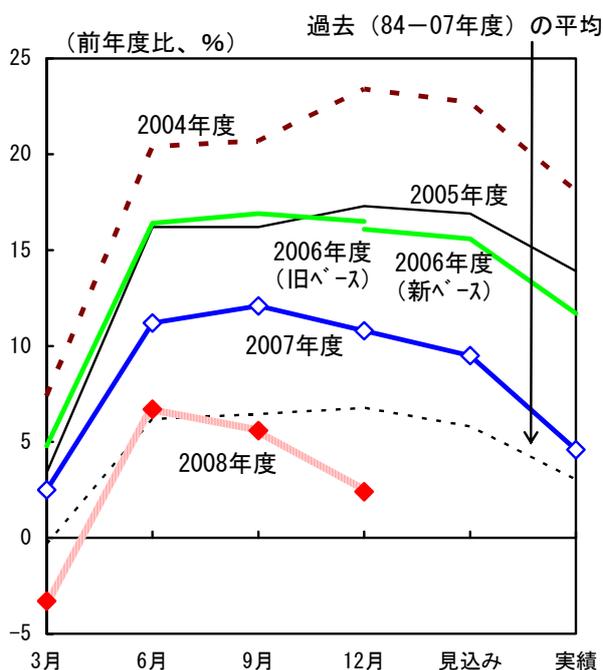
新ベースは2003年12月調査から。

2. シャドー部分は景気後退局面。

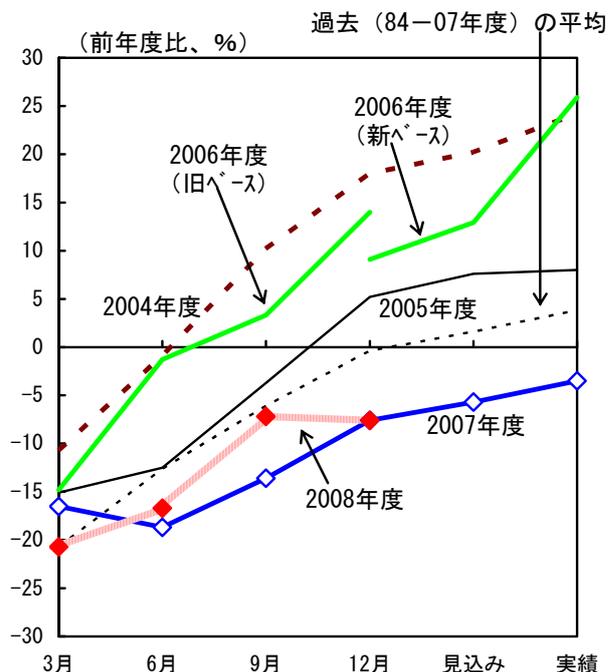
(資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(図表9) 設備投資

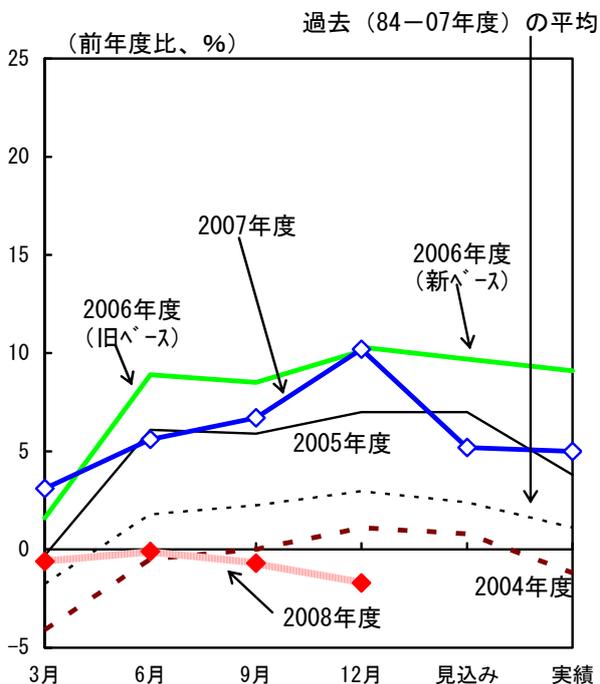
(1) 製造業大企業



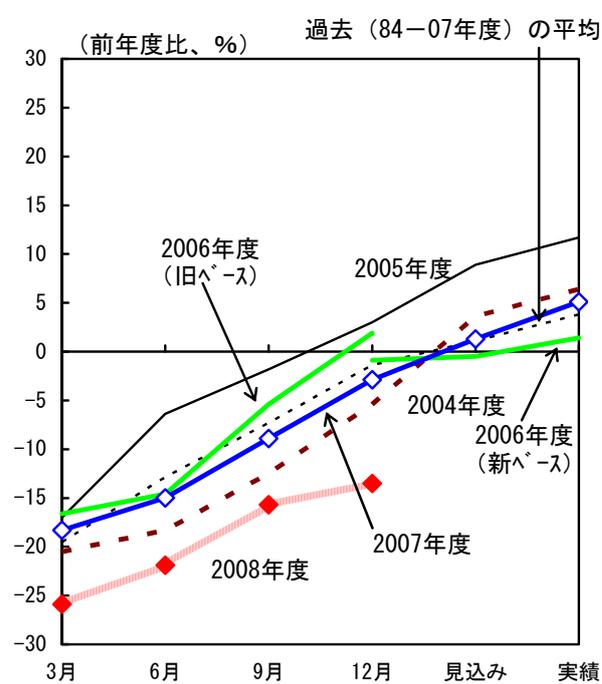
(2) 製造業中小企業



(3) 非製造業大企業



(4) 非製造業中小企業



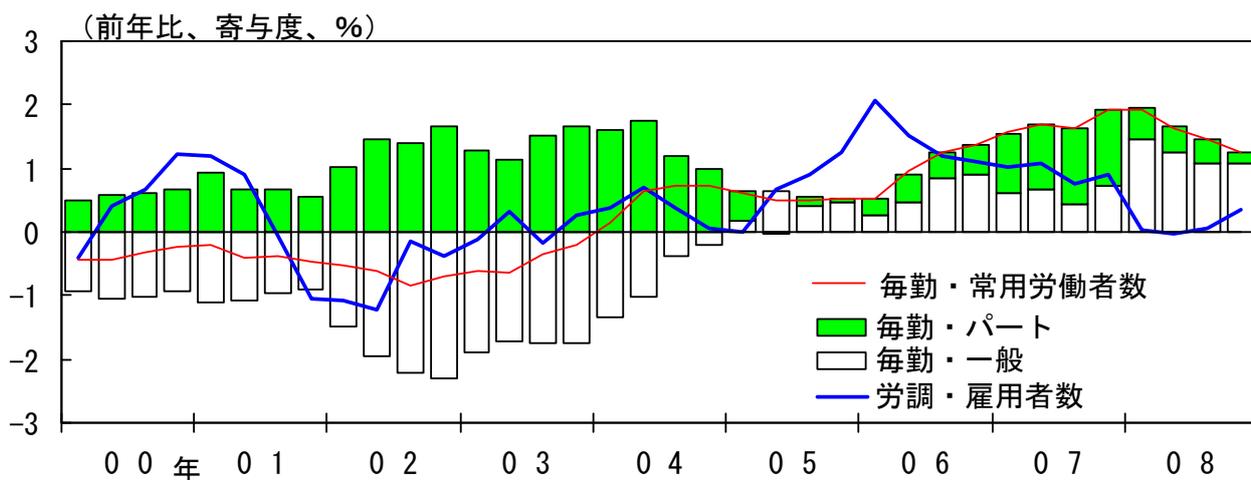
(注) 1. 土地投資額を含み、ソフトウェア投資額は含まない。

2. 2007年3月調査では定例の調査対象企業の見直しを行ったため、計数には不連続(段差)が生じている。

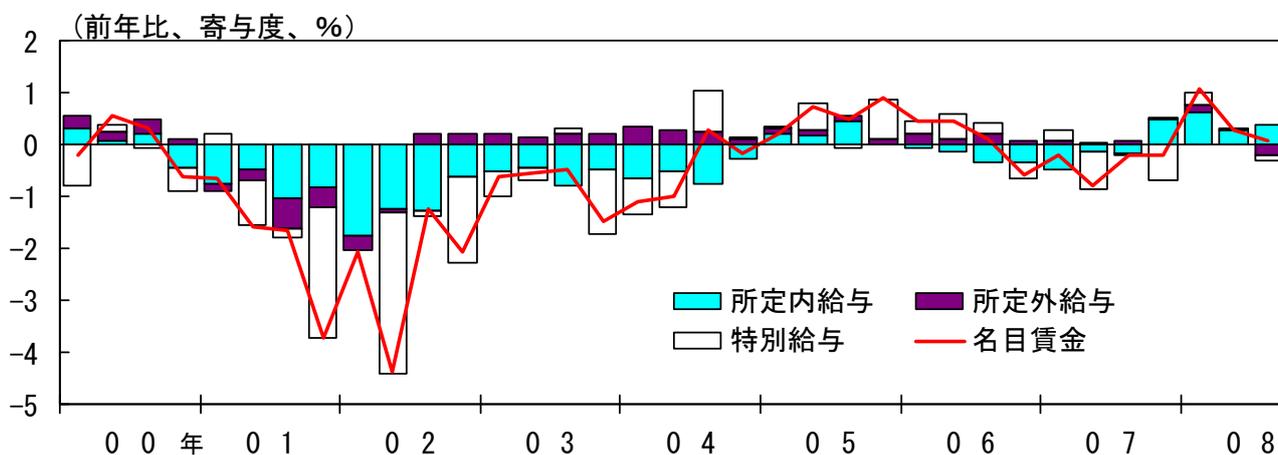
(資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(図表 10) 雇用・所得環境

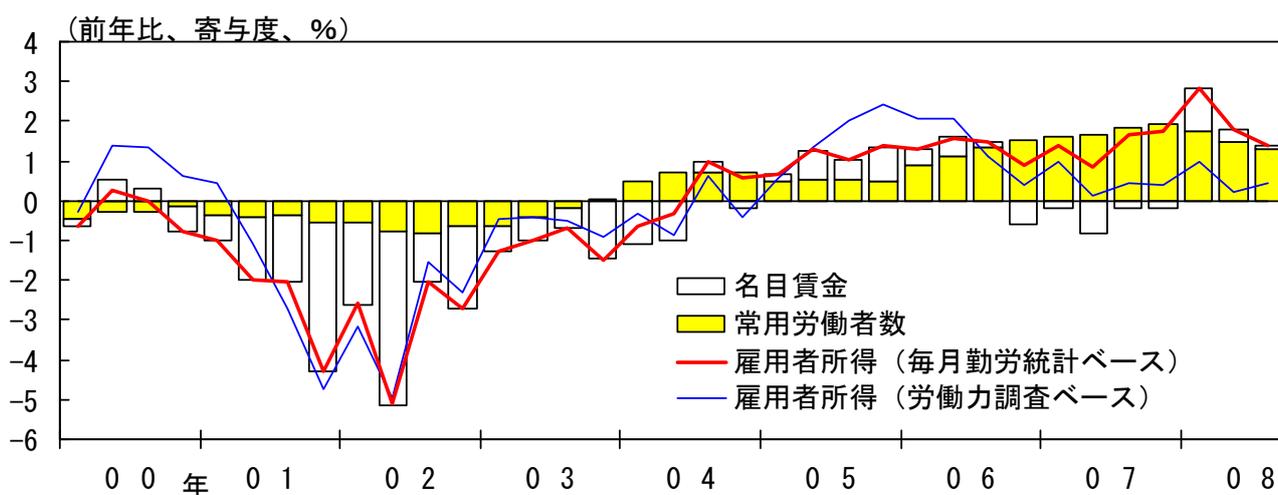
(1) 労調・雇用者数と毎勤・常用労働者数



(2) 名目賃金の内訳 (毎勤)



(3) 雇用者所得

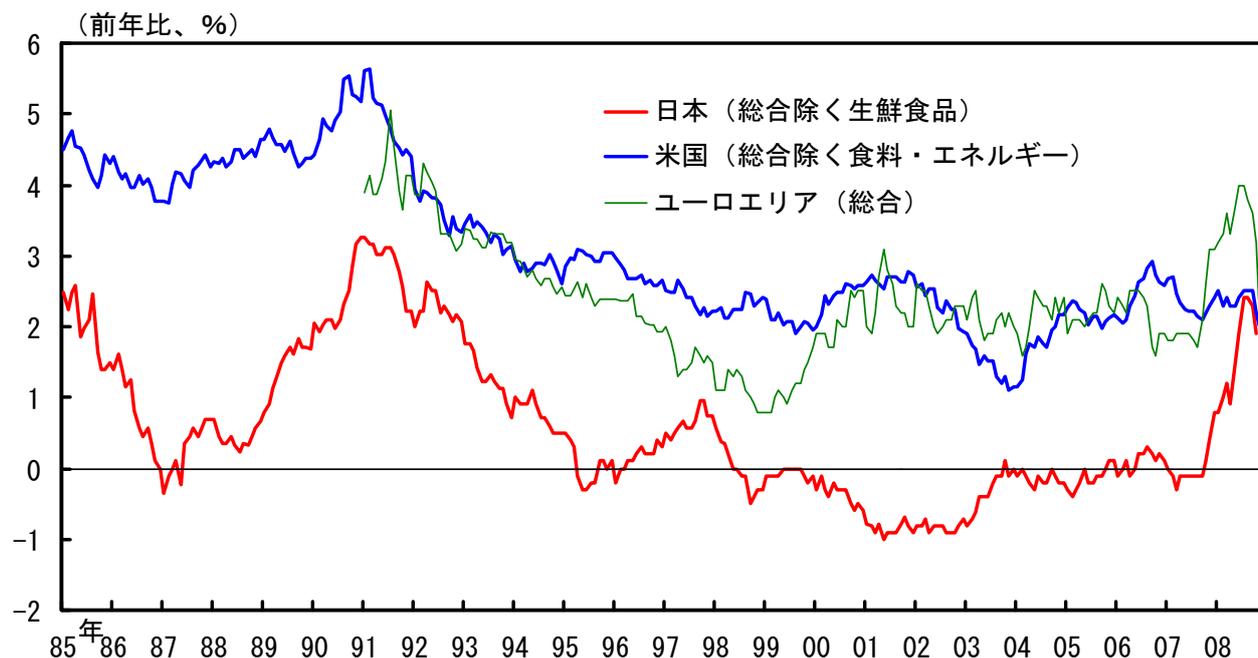


- (注) 1. (1) の 08/4Q は 10 月の前年比。
 2. (2)、(3) の四半期は、1Q: 3~5 月、2Q: 6~8 月、3Q: 9~11 月、4Q: 12~2 月と組替えており、08/3Q は、9~10 月の前年同期比。
 3. (3) の雇用者所得は以下のように算出。
 雇用者所得 (毎月勤労統計ベース) = 常用労働者数 (毎月勤労統計) × 名目賃金 (毎月勤労統計)
 雇用者所得 (労働力調査ベース) = 雇用者数 (労働力調査) × 名目賃金 (毎月勤労統計)
 4. 毎月勤労統計の計数は、事業所規模 5 人以上。

(資料) 厚生労働省、総務省

(図表 1 1) 消費者物価指数 (CPI) の動向

1. 消費者物価指数の長期推移



(注) 日本の計数は、消費税調整済み。

2. CPI (除く生鮮食品) の上昇・下落品目数の推移

	06/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上昇	209	215	215	209	220	232	235	248	241	242	245	249
不変	49	49	44	50	44	46	49	48	48	57	50	44
下落	265	259	264	264	259	245	239	227	234	224	228	230
上昇-下落	▲56	▲44	▲49	▲55	▲39	▲13	▲4	+21	+7	+18	+17	+19
うち食・エネ	▲26	▲31	▲29	▲19	▲8	▲6	0	+2	+11	+7	+8	+9
うちそれ以外	▲30	▲13	▲20	▲36	▲31	▲7	▲4	+19	▲4	+11	+9	+10

	07/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上昇	252	240	244	255	263	249	256	257	245	273	270	262
不変	43	47	52	60	51	49	59	57	54	53	49	59
下落	228	236	227	208	209	225	208	209	224	197	204	202
上昇-下落	+24	+4	+17	+47	+54	+24	+48	+48	+21	+76	+66	+60
うち食・エネ	+8	▲2	+12	+11	+5	▲1	+20	+11	+1	+33	+22	+33
うちそれ以外	+16	+6	+5	+36	+49	+25	+28	+37	+20	+43	+44	+27

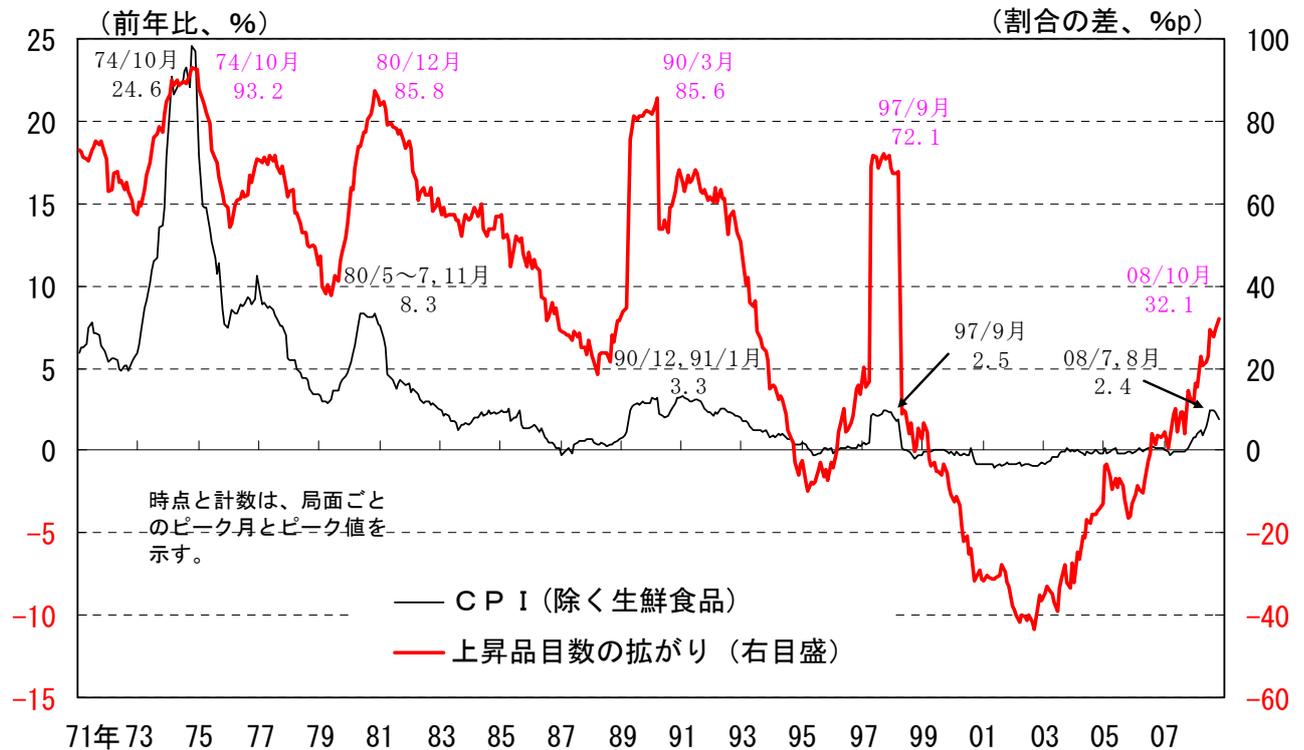
	08/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
上昇	272	271	292	293	292	295	310	304	310	318
不変	62	59	55	42	50	50	53	56	54	52
下落	187	191	174	186	179	176	158	161	157	151
上昇-下落	+85	+80	+118	+107	+113	+119	+152	+143	+153	+167
うち食・エネ	+40	+43	+76	+71	+78	+84	+92	+92	+99	+112
うちそれ以外	+45	+37	+42	+36	+35	+35	+60	+51	+54	+55

(注) 表中の「うち食・エネ」とは、うち食料・エネルギーを除くベース。

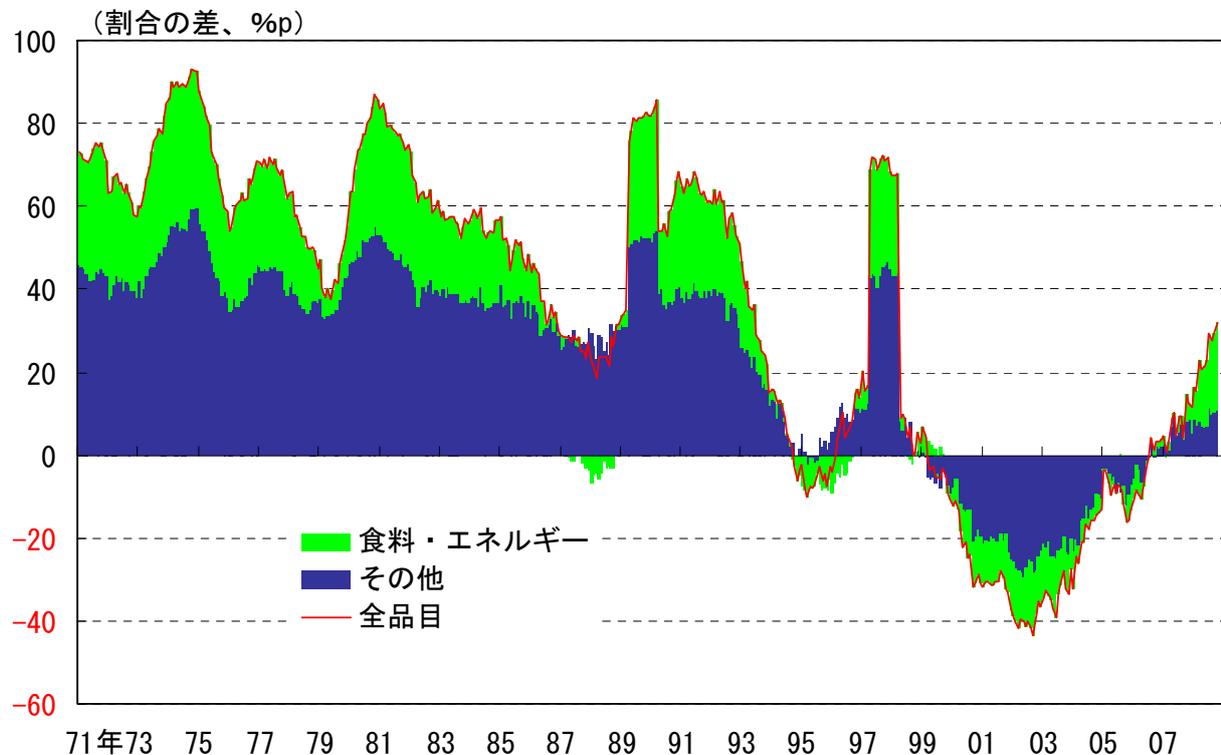
(資料) 総務省

(図表 1 2) 消費者物価指数 (CPI) の上昇品目数の拡がり

1. CPI (除く生鮮食品) の上昇率と上昇品目数の拡がり



2. 上昇品目数の拡がり (内訳)



- (注) 1. 「上昇品目数の拡がり」は、上昇品目数の割合と下落品目数の割合の差 (%p)。
2. 計算に用いた品目は、現在の05年基準での採用品目のうち、各時点で採用されていたもの。従って、過去の品目数は少ない(足許: 521品目、71/1月: 240品目)。

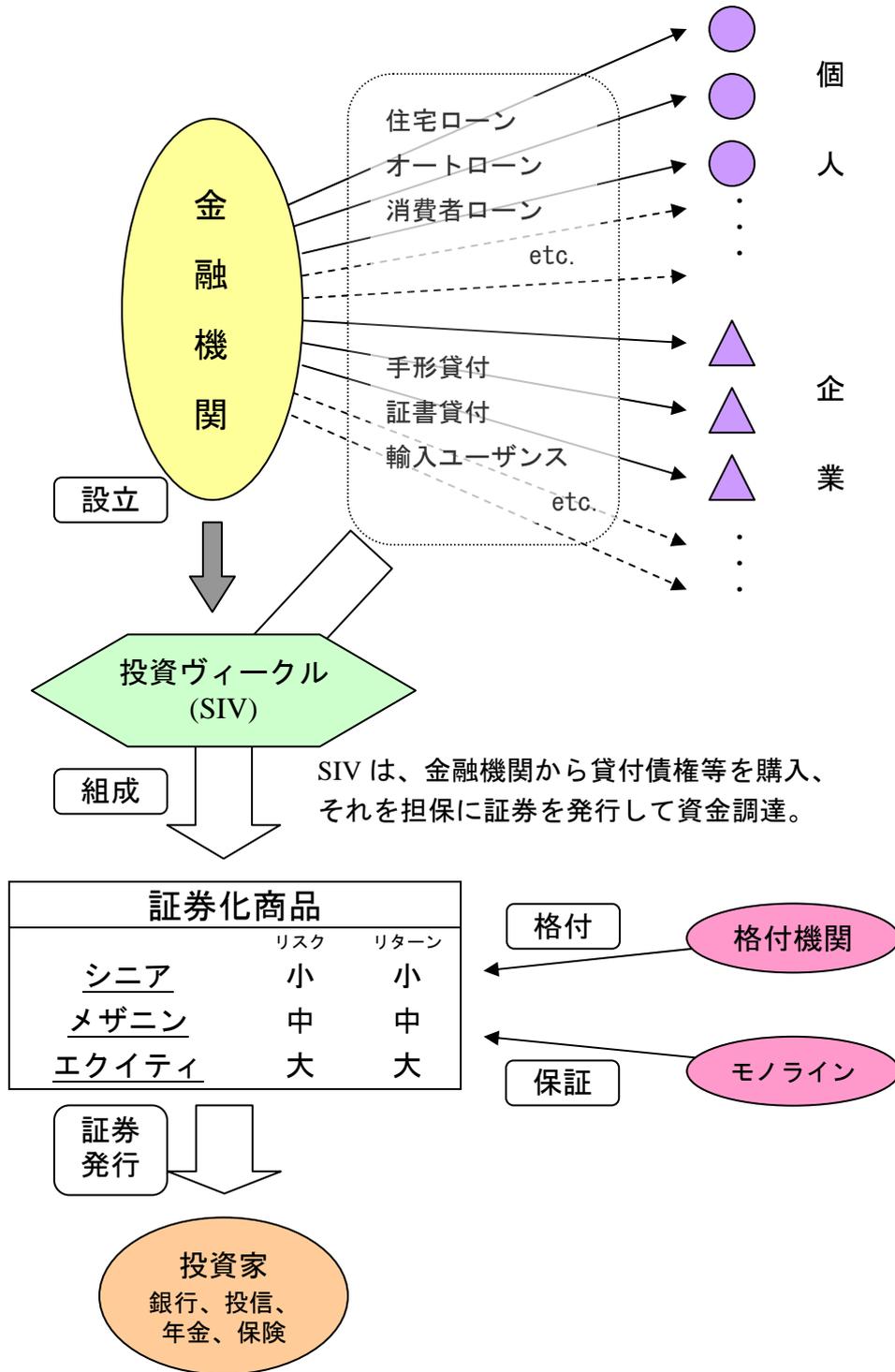
(資料) 総務省、内閣府

(図表 13) 国際金融システムを巡る主な出来事

06年12月	米国のサブプライムローン専門会社、約20社が資金繰り難から業務停止。
07年3月13日	米国大手ローン会社のニューセンチュリー・ファイナンシャルが、上場廃止。
7月30日	ドイツIKB産業銀行が、サブプライム投資を行っていた傘下ファンドの資金繰り難から、自らも経営危機に陥り、8月4日、政府系のKfWが資金支援。
8月9日	BNPパリバ、傘下3ファンドを凍結(パリバ・ショック)。
9月14日	英国住宅大手ノーザンロックが取り付けに遭い資金繰り難、翌年2月17日に国有化。
9月18日	FRB、利下げに転じる(▼0.5%)。10/31、12/11の両日も▼0.25%ずつ利下げ。
12月12日	FRB、ターム物資金供給手段(TAF)導入、カナダ(BOC)、英国(BOE)、欧州(ECB)、スイス(SNB)の各中銀も短期金融市場の緊張緩和策を発表。 ECB、SNBは、FRBと通貨スワップ取極を締結、自国でドル資金供給オペを開始。
08年1月18日	フィッチ、モノライン大手AMBACをAAAからAAに格下げ。以後、各社の格下げが続く。
1月22日	FRB、緊急利下げ(▼0.75%)。1月30日の定例FOMCでは追加で▼0.5%利下げ。
3月11日	FRB、ターム物の証券貸出制度(TSLF)を導入、BOC、BOE、ECB、SNBも、短期金融市場の資金供給拡大策を発表。ECB、SNBは、FRBとの間での通貨スワップ枠を拡大。
3月14日	FRB、ベア・スターンズに対し、NY連銀による緊急融資などの支援策を発表。
3月16日	JPモルガン・チェース、ベア・スターンズの買収で合意。 NY連銀、証券市場参加者への流動性供給手段(PDCF)を創設。
3月18日	FRB、利下げを決定(▼0.75%)。4/30日にも▼0.25%利下げ。
7月13日	米財務省・FRB、GSE2社(ファニーメイ・フレディマック)に対する支援策を公表。
9月7日	米財務省・連邦住宅金融局、GSE2社の公的管理、資本注入枠の設定等を公表。
9月15日	リーマン・ブラザーズの経営破綻(持株会社が米国連邦倒産法第11章の適用を申請)。 バンク・オブ・アメリカ、メリルリンチの買収を公表。
9月16日	各国中銀とも、自国の短期金融市場で大量の資金供給。以後連日、大量供給を実施。 FRB、AIGに対して貸出ファシリティを設定。
9月17日	米国SEC、悪質な空売りに対する規制を発表。
9月18日	米ドル調達圧力の高まりに対処するため、本行、BOC、BOEは、FRBと通貨スワップ取極を締結、自国でドル資金供給オペを開始、ECB、SNBは既存スワップ枠を拡大。
9月19日	米財務省はMMFの保証策、FRBはMMFの流動性支援策を発表。
9月21日	ゴールドマン・サックスおよびモルガン・スタンレー、銀行持株会社に移行。
9月22日	三菱UFJFG、モルガン・スタンレーに最大20%の出資を公表(10月13日に90億ドル実行)。 G7(7か国財務相・中央銀行総裁会議)、国際金融市場の動揺に関する声明を公表。
9月24日	豪州と北欧の3中銀、FRBとのスワップ取極締結。既に締結済みの中銀は枠を拡大。
9月28日	欧州大手行のフォルティスが破綻、ベネルクス3国政府が部分公的管理へ。
9月29日	米国下院、緊急経済安定化法案を否決(ダウ平均、過去最大となる777ドル下落)。 本行を含む9か国中銀、FRBとの通貨スワップ枠を拡大、ドル資金供給を増額。 英政府、住宅大手B&Bを国有化。独連銀中心の銀行団、不動産金融大手のヒポレアルを支援。
9月30日	アイルランド、国内6銀行の預金を全額保護(2010年9月まで)する旨を表明。
10月1日	米国上院、緊急経済安定化法の修正案を可決。3日に下院でも可決、成立。
10月7日	FRB、CP買取ファシリティの創設を公表。
10月7~9日	アイスランド、国内上位3行を政府管理下に移行(ランズバンク<第2位・7日>、グリトニル<第3位・8日>、カウプシング<最大手・9日>)。
10月8日	BOC、BOE、ECB、FRB、スウェーデン中銀、SNB、協調利下げ。 英国、銀行への資本注入などの金融システム安定化策を公表。
10月10日	G7、5項目の「行動計画」を採択。
10月12日	ユーロ圏15か国・緊急首脳会合、「共同行動計画」を採択。
10月13日	本行、BOE、ECB、SNBは、FRBとのスワップ枠を撤廃、固定金利で無制限にドル資金を供給すると発表(本行、14日に関連措置を決定)。 フランスおよびドイツ、銀行への資本注入、短期債務保証などの金融システム安定化策を公表。
10月14日	米財務省、銀行等に対する資本注入策、FDIC、流動性保証策をそれぞれ公表。
10月27日	G7、円相場の過度の変動等への懸念を示す声明を公表。
10月29日	ブラジル、メキシコ、韓国、シンガポールの各中銀、FRBと通貨スワップ取極を締結。 FRB、利下げを決定(▼0.5%)。
10月31日	本行、利下げを決定(▼0.2%)。
11月6日	BOE(▼1.5%)、ECB(▼0.5%)、SNB、デンマークおよびチェコ中銀、利下げを決定。
11月9日	G20(20か国財務相・中央銀行総裁会議)、声明を公表。
11月10日	米財務省・FRB、AIGに対する支援策の見直しを公表。
11月15日	G20金融サミット(緊急首脳会談)、首脳宣言・行動計画を公表。
11月22日	APEC首脳会議、首脳声明を公表。
11月23日	米財務省・FRB・FDIC、シティグループに対する支援策を公表。
11月25日	FRB、GSE債、GSE保証MBSの購入と、財務省と共同でABS担保貸付(TALF)の導入を公表。
12月2日	本行、企業金融円滑化のための金融調節面での対応を公表。
12月4日	BOE(▼1%)、ECB(▼0.75%)、利下げを決定。11日、SNBが利下げ決定。
12月10日	米国下院、自動車大手に対する支援策を可決するも、上院で採決できず、11日に審議終了。
12月12日	本邦、「生活防衛のための緊急対策」を公表。
12月16日	FRB、利下げを決定(政策金利:1.00%→0~0.25%)。
12月19日	本行、利下げ(▼0.2%)および金融調節手段に係る追加措置を決定。 米国、緊急経済安定化法の公的資金枠を利用した自動車大手への支援融資の実施を公表。

(注) 赤字は大きなイベント、青字は重要な施策等。

(図表 1 4) 証券化の仕組み



(図表15) ソブリン・ウエルス・ファンド (SWF) の資産規模
(2008年2月時点の市場推計値)

国名	ファンド名	資産規模 (億ドル)
1. 石油・ガス輸出国		
アラブ首長国連邦	アブダビ投資庁	2,500~8,750
ノルウェー	政府年金基金	3,800
サウジアラビア	サウジアラビア通貨庁の一部	2,890
クウェート	将来世代準備基金/政府準備基金	2,130
ロシア	準備基金	1,250
	国民福祉基金	320
リビア	リビア投資公社	500
カタール	国家準備基金/安定基金	300~500
アルジェリア	準備基金/歳入規制基金	430
米国 (アラスカ州)	アラスカ恒久準備基金	400
ブルネイ	ブルネイ投資庁	300
カザフスタン	国民基金	210
マレーシア	カザナ・ナショナル BHD	190
カナダ	アルバ・タ・ヘリテツジ 貯蓄信託基金	160
ナイジェリア	超過原油勘定	110
イラン	石油安定基金	90
アゼルバイジャン	国家石油基金	25
オマーン	国家一般準備基金	20
チモール-レステ	チモール-レステ石油基金	14
ベネズエラ	FIEM-マクロ経済安定基金	8
トリニダード・トバゴ	歳入安定基金	5
2. アジア輸出国		
シンガポール	政府投資公社 (GIC)	1,000~3,000
	テマセク・ホールディングス	1,080
中国	中国投資有限責任公司 (CIC)	2,000
韓国	韓国投資公社	300
台湾	国家安定基金	150
3. その他諸国		
オーストラリア	オーストラリア未来基金	540
チリ	経済社会安定基金	149
	年金準備基金	15
ボツワナ	プーラ基金 (中銀の一部)	47
キリバス	歳入平衡基金	4
合計		20,930~29,680

(資料) IMF

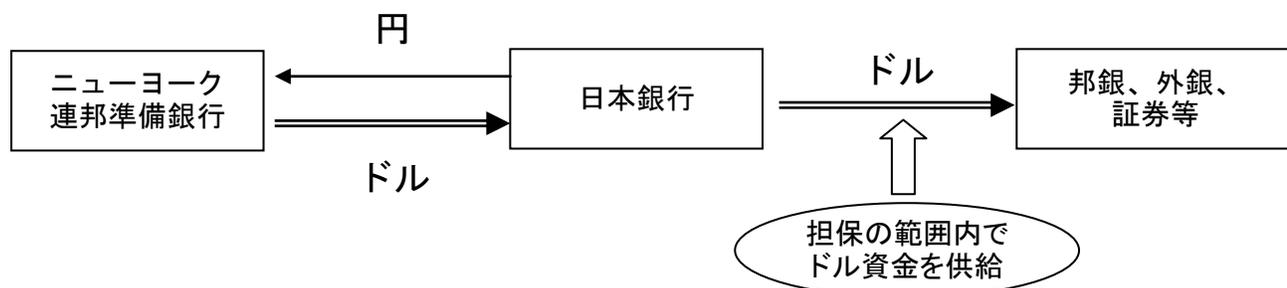
(図表 16) 各国中央銀行によるドル資金供給オペレーション

<米国連邦準備制度とのスワップ協定の金額>

	既存の措置	9月18~26日の措置	9月29日の措置	総額	10月13・14日の措置
欧州中央銀行	550億ドル	650億ドル	1,200億ドル	2,400億ドル	固定レート方式でのドル資金供給オペを実施するため限度を撤廃
スイス国民銀行	120億ドル	180億ドル	300億ドル	600億ドル	
日本銀行	—	600億ドル	600億ドル	1,200億ドル	
イングランド銀行	—	400億ドル	400億ドル	800億ドル	
カナダ銀行	—	100億ドル	200億ドル	300億ドル	
オーストラリア準備銀行	—	100億ドル	200億ドル	300億ドル	
スウェーデン中央銀行	—	100億ドル	200億ドル	300億ドル	
デンマーク国民銀行	—	50億ドル	100億ドル	150億ドル	
ノルウェー銀行	—	50億ドル	100億ドル	150億ドル	
合計	670億ドル	2,230億ドル	3,300億ドル	6,200億ドル	

- (注) 1. 10月29日、ブラジル中央銀行、メキシコ銀行、韓国銀行、シンガポール通貨庁との間で、それぞれ300億ドルのスワップ協定を締結。
2. このほか10月20以降、欧州中央銀行とスイス国民銀行は、市場参加者に対して為替スワップによるスイスフラン供給を開始(固定レート、オファー額は事前公表)。その原資調達のため、欧州中央銀行は、スイス国民銀行との間で為替スワップ取引を実施。

<日本銀行によるドル資金供給オペレーションの概念図>



<日本銀行のドル資金供給オペレーションの推移>

オファー日	期間	オファー額 (億ドル)	応札額 (億ドル)	落札額 (億ドル)	応札倍率 (倍)	平均落札 レート(%)	落札決定 レート(%)
9/24日	1か月	300.00	296.22	296.22	0.99	3.448	3.450
10/7日	3か月	200.00	362.99	200.00	1.81	4.135	3.110
10/21日	1か月	無制限	501.68		—	2.110	
11/4日	3か月	無制限	442.39		—	1.600	
11/18日	1か月	無制限	327.51		—	1.510	
12/2日	3か月	無制限	305.84		—	1.420	
12/16日	1か月	無制限	278.93		—	1.280	

※直近時点での供給総額：1,227億16百万ドル

(図表17) 主要国における金融システム安定化策について(注1)

(12月20日現在)

米国 (GDP: 14兆ドル<1400兆円>)	英国 (1.4兆ポンド<252兆円>)	ドイツ (2.4兆ユーロ<336兆円>)	フランス (1.9兆ユーロ<266兆円>)	【参考】日本の過去の措置 (GDP: 515兆円)
①公的資本注入				
<p>○</p> <p>当初2500億ドル⇒最大で7000億ドル(70兆円) 緊急経済安定化法(10/3成立)に基づく</p> <p>— 米財務省のTARP Capital Purchase Programに基づいて、大手9行(シティ、JPモルガン、ウェルズ・ファーゴ、パンカメ、ゴールドマン、モルスタ、メリルリンチ、BONY、ステート・ストリート)への計1250億ドルを含めて、12月12日までに、計116行に対して計1678億ドル(16.8兆円)の資本注入を実施</p> <p>— 別途、AIG(400億ドル)・シティグループ(200億ドル)への支援策において、資本注入を実施</p>	<p>○</p> <p>500億ポンド(9.0兆円)</p> <p>— 大手3行(RBS、HBOS、ロイズTSB)が、計370億ポンドの資本注入を要請</p>	<p>○</p> <p>金融市場安定化基金から最大800億ユーロ(11.2兆円)(当初発表の700億ユーロから増額)</p> <p>金融市場安定化法(10/17成立)に基づく(②・④も同様)</p> <p>09年末まで</p> <p>— バイエルン州立銀行(30億ユーロ)、コメルツ銀行(82億ユーロ)が資本注入を申請</p>	<p>○</p> <p>400億ユーロ(5.6兆円)</p> <p>修正経済金融法(10/15成立)に基づく(②も同様)</p> <p>— クレディ・アグリコル、BNPパリバ、ソシエテ・ジェネラルその他の大手6行に対する計105億ユーロの資本注入を公表(12月11日実施)</p>	<p>○</p> <p>合計で12.4兆円</p> <p>・旧安定化法<98年3月>: 21行・1.8兆円</p> <p>・早期健全化法<99年3月~02年3月>: 32行・8.6兆円</p> <p>・預金保険法<03年6月>: 1行・2兆円 (金融危機対応<1号措置>)</p> <p>・組織再編法<03年9月>: 1行・60億円</p> <p>・金融機能強化法<06年11、12月>: 2行・405億円</p>
②金融機関の資金調達に対する政府保証(注2)				
<p>○</p> <p>新規発行のターム物(30日超)のシニア無担保債務(09年6月末までの発行分を、12年6月末まで保証)</p> <p>上限: 08年9月末の対象債務残高(うち09年末までに満期を迎えるもの)の125%</p> <p>保証料: 対象債務のマチュリティーに応じて、50~100ベース</p> <p>オプトアウト(制度の適用除外)可</p> <p>— 大手金融機関が政府保証債を発行</p>	<p>○</p> <p>借換え目的で新規に発行するシニア無担保の短中期債券(最長期間: 3年物)</p> <p>保証料: 過去12ヶ月間の5年物CDSスプレッドの中央値+年間50ベース</p> <p>— 大手金融機関が政府保証債を発行</p>	<p>○</p> <p>借換え目的・新規発行の債務(09年末までの発行分を、最大3年間保証)、12年末まで</p> <p>上限: 4000億ユーロ(56兆円)</p> <p>金融市場安定化基金から200億ユーロ(2.8兆円)を引当て</p> <p>保証料を徴収</p> <p>— ハイポ・リアル・エステート等が政府保証の利用を申請</p>	<p>○</p> <p>借換え目的・新規発行の中期債務を想定(最長期間: 5年)、09年末まで</p> <p>上限: 3200億ユーロ(45兆円)</p> <p>利用料を徴収</p> <p>— 別途、フランス・ベルギー・ルクセンブルクの3カ国政府は、デクシアへの支援策において、ホールセール債務に政府保証を付与</p>	<p>○</p> <p>ペイオフ凍結期間中(96年6月~02年3月末)は、全預金・全債務保護措置がとられたので、預金取扱金融機関について資金調達全般が保護対象となった(下記③参照)</p>
③預金保護の拡充(注3)				
<p>○</p> <p>預金保護上限を10万ドルから25万ドル(2500万円)に引上げ(09年末まで)</p> <p>無利子の決済用預金を全額保護(09年末まで)</p> <p>保証料: 一般保険料に年間10ベース上乗せオプトアウト可</p>	<p>○</p> <p>預金保護上限を3.5万ポンドから5万ポンド(900万円)に引上げ</p>	<p>○</p> <p>個人預金を全額保護する旨を表明</p>	<p>—</p> <p>「フランスは1つの銀行も破綻させない」(サルコジ大統領)</p> <p>— 現行の預金保護上限は7万ユーロ(980万円)</p>	<p>○</p> <p>・全預金・全債務保護<96年6月~02年3月末></p> <p>・普通・当座預金全額保護<02年4月~05年3月末></p> <p>・ペイオフ解禁(決済用預金は全額保護) <05年4月~></p> <p>特別保険料の徴収に加えて、交付国債を10.4兆円使用(上記①と合わせて、公的資金枠70兆円を用意)</p>
④公的資金による資産買取り				
<p>○</p> <p>当初4500億ドル(45兆円)⇒見送りの方針</p> <p>— 11/12、米財務省、「現時点では公的資金の最も有効な利用方法ではない」として、緊急経済安定化法(10/3成立)に基づく不良資産の買取りの実施を見送る方針を表明</p>	<p>—</p>	<p>○</p> <p>金融市場安定化基金は、金融機関が08年10/13以前に取得したリスク資産を買取り可能</p> <p>資産買取りに係る資金は、①の資金枠(最大800億ユーロ)から拠出</p>	<p>—</p>	<p>○</p> <p>共同債権買取機構<93年3月~01年3月(中断有)></p> <p>買取実績: 元本ベース: 15.4兆円、買取価額: 5.8兆円(対元本比率38%)</p> <p>金融再生法53条買取<98年10月~05年3月></p> <p>買取実績: 元本ベース: 4兆円、買取価額: 3500億円(対元本比率9%)</p>

— GDPは、名目・2007年(出所: IMF、内閣府)。為替レートは、1ドル=100円、1ユーロ=140円、1ポンド=180円で換算

(注1) その他、イタリア、スペイン、オランダ、スイス、スウェーデン等が、金融システム安定化策を公表

(注2) その他、例えば、韓国、同国の銀行およびその海外支店の対外債務(外貨借入)に政府保証を付与することを表明(09年6月末までに新規に発行する債務を、3年間保証)。また、カナダ、同国銀行のターム物(3ヶ月以上)のシニア無担保債務(市場性・ホールセール)を保証するファンリティの創設を公表

(注3) その他、アイルランド、ギリシャ、デンマーク、アイスランド、台湾、オーストラリア、豪州、ニュージーランド、香港、マレーシア、シンガポール、ペラルーシ等が、銀行預金を全額保護する旨を表明(対象金融機関、保護範囲<個人預金に限定するか等>、特例措置の期間等の詳細は、各国で区々)。なお、豪州、ニュージーランドは、後に、(保護対象とならない) 投信等からの資金流出を受けて、大口預金の保護を弱める措置を発表

(図表 18) 7か国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画
(10月10日発表)

G7は本日、現下の状況は緊急かつ例外的な行動を必要としていることに同意する。我々は、世界経済の成長を支えるため、金融市場を安定化させ、信用の流れを回復するために共同して作業を続けることにコミットする。我々は、以下のことに同意する。

1. システム上の重要性を有する金融機関を支援し、その破綻を避けるため、断固たるアクションを取り、あらゆる利用可能な手段を活用する。
2. 信用市場及び短期金融市場の機能を回復し、銀行及びその他の金融機関が流動性と調達資金に広汎なアクセスを有していることを確保するため、すべての必要な手段を講じる。
3. 銀行やその他の主要な金融仲介機関が、信認を再構築し、家計や企業への貸出しを継続することを可能にするに十分な量で、必要に応じ、公的資金、そして民間資金の双方により資本を増強することができるよう確保する。
4. 預金者がその預金の安全に対する信認を引き続き保つことができるよう、各国それぞれの預金保険・保証プログラムが、頑健であり一貫していることを確保する。
5. 必要に応じ、モーゲージその他の証券化商品の流通市場を再開させるための行動をとる。資産の正確な評価と透明性の高い開示、及び質の高い会計基準の一貫した実施が必要である。これらの行動は、納税者を保護し、他国に潜在的な悪影響を与えないような方法で行われるべきである。我々は、必要かつ適切な場合には、マクロ経済政策上の手段を活用する。我々は、今回の混乱により影響を受ける国々を支援する上でIMFが果たす決定的に重要な役割を強く支持する。我々は、金融安定化フォーラムの提言の完全な実施を加速し、金融システムの改革の差し迫った必要性にコミットする。我々は、この計画を完遂するため、協力を一層強化し、他の国々と協働する。

(図表 19) 金融サミット首脳宣言 (11 月 15 日発表)

【今回の危機の根本原因】

- 今回の危機の原因は、①市場参加者が適正なリスク評価なしに高リターンを求めたこと、②不健全なリスク管理慣行などと、その結果としての過度のレバレッジが、金融システムを脆弱化したこと、③規制当局に、リスク評価の能力が不足し、技術革新にも後れをとったことなどにある。この背景には、マクロ経済政策における一貫性のなさ、構造改革の不十分さなどがある。

【採られた措置、採るべき措置】

- 既往の措置の継続と、金融システム安定に必要なあらゆる追加的措置を実施する。
- 各国の事情に合った金融政策による支援の重要性を認識する。
- 財政の持続可能性を維持するとともに、即効的な内需刺激の財政施策を活用する。
- 途上国の資金調達を支援する。IMF の重要性を確認、新たな短期流動性供給策を歓迎する。
- 世銀、国際開発金融機関に対し、開発支援にその能力を活用するよう奨励する。
- IMF、世銀等が、危機克服においてその役割を果たすため、十分な資金基盤を確保する。

【金融市場改革のための共通原則】

- 危機の再発防止のため、金融市場や規制の枠組み強化、規制当局間の国際連携と国際基準強化、およびその一貫した実施が必要。金融機関も、混乱の克服のための役割を果たすべき。
- ①透明性・説明責任の強化、②確かな規制の強化、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革の 5 つを共通原則とし、これらと統合的な政策を実施。

【閣僚および専門家への指示】

- 共通原則の速やかな履行のため、各国財務大臣に対し、そのプロセスと工程表の開始を指示。また、他の国や機関と協議し、指名された独立専門家の意見も参考にしつつ、以下の分野を含む追加的な提言を策定するよう要請。
 - ✓ 規制政策における、景気循環増幅効果 (pro-cyclicality) の緩和。
 - ✓ 市場混乱時における、複雑な証券についての国際会計基準の見直しと調整。
 - ✓ 信用デリバティブ市場の強靱性と透明性の強化、およびシステミック・リスクの軽減。
 - ✓ リスク・テイクや技術革新へのインセンティブに関する報酬慣行の見直し。
 - ✓ 国際金融機関のマネートやガバナンス、および必要資源の検討。
 - ✓ 制度的に重要な機関の範囲の定義と、その適切な規制・監督の決定。
- 今回の共通原則と決定事項の履行確認のため、2009 年 4 月 30 日までに再び会合を持つ。

【開放的な世界経済へのコミットメント】

- 保護主義に陥らないことは決定的に重要であり、今後 12 か月間、投資・貿易に対する新たな障壁や新たな輸出制限を課さず、WTO と整合的でない輸出刺激策も採らない。
- WTO ドーハ・ラウンドを成功裏に妥結に導くモダリティについて、本年中に合意に至るよう努力する。貿易大臣に対してこの目標の達成を指示し、必要に応じ直接支援する用意をする。
- 現下の危機が途上国に与える影響に留意する。ミレニアム開発目標の重要性、開発援助に関するコミットメントを再確認する。

(図表 20) 世界経済に関するAPEC首脳・リマ声明 (11月22日発表)

【これまでに実施した事項と今後の協力強化】

- 今回の危機は、今後 18 か月間で克服できると確信する。
- 既に、各国は、金融部門の安定と、経済成長の強化、および投資・消費の促進のための緊急かつ異例の措置を実施している。引き続き、かかる措置を継続し、危機に対処するため協調的かつ包括的な形で緊密に協力していく。
- 中小企業を含む、企業の十分な資金調達の確保、および貿易・投資の流れを維持するための輸出信用機関、国際金融機関（IFIs）および民間銀行の取り組みを支持する。

【金融セクターの改革】

- 最近の状況は、各国における金融部門の改革と、APEC の金融セクターの能力強化のための作業の重要性を際立たせている。
- 金融部門の発展と革新を歓迎する。金融システムの深化・複雑化に応じ、規制および監督手段をさらに効果的にすることが必要と認識する。
- 今回の危機は、金融部門におけるコーポレート・ガバナンスとリスク管理に関する、より効果的な基準の必要性および社会的責任の重要性をも際立たせている。

【金融・世界経済に関する首脳会合】

- 金融サミット首脳宣言を歓迎する。打ち出された金融市場改革のための行動計画の指針となる共通原則を強く支持する。
- より緊密なマクロ経済上の協力、負の波及効果の回避、途上国への支援、途上国の声と代表権の増大を反映した国際金融機関改革を通じ、成長と安定を回復するための広範な政策対応を強く支持する。

【国際金融機関の役割】

- 金融危機により影響を受けた国への支援において、IMF、世銀、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は決定的に重要な役割を持ち、これら機関は十分かつ直ちに利用可能な資金が必要である。サーベイランスに焦点を当てたIMFの機能等強化の重要性を強調する。
- APEC 財務相による IMF/世銀 金融部門評価プログラムへの参加の奨励を支持する。

【^{ほうあつ}保護主義の防遏】

- 今後 12 か月間、投資や財・サービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合的でない輸出刺激策を採らない。
- WTO のドーハ開発アジェンダ（DDA）貿易交渉の野心的かつバランスのとれた妥結を追求する。既往の進捗を踏まえ、モダリティに関する合意を来月に達成することを誓約。首脳は閣僚に対し、本目的達成のため、12月にジュネーブで会合を持つよう指示。

【地域経済統合、地球規模課題】

- アジア太平洋における自由で開かれた貿易と投資のポゴール目標が、APEC の主たる原則と推進力となっていることを再確認。アジア太平洋自由貿易地域（FTAAP）など、地域経済統合アジェンダにおける措置の実施を加速することを閣僚と実務家に指示。
- 気候変動、エネルギー安全保障、環境に配慮した開発、貧困・飢餓・疾病・テロとの闘いなど、域内の課題に対処していく決意は不変。政府開発援助（ODA）やミレニウム開発目標（MDGs）などにおいて、これら分野での国際コミットメントを堅持する。

(図表 2 1) 最近打ち出された各国の財政政策

- (1) ドイツ (11 月 5 日閣議決定)
 - 今後 2 年間で 500 億ユーロの景気対策。
 - 新車購入者への税制優遇、省エネ型建築への改修への金融支援など。
- (2) 中国 (11 月 9 日発表)
 - 今後 2 年間で総額 4 兆元の景気対策。
 - 低価格住宅の建設、農村の基盤整備、鉄道整備、医療・教育事業、環境対策など。このほか、企業の設備投資促進のための付加価値税改革の実施、輸出企業救済のための輸出付加価値税の減免の強化なども実施。
- (3) スイス (11 月 12 日発表)
 - 8.9 億スイスフランの景気対策。
 - 食品安全、自然災害、エネルギー効率化への政府支出など。
- (4) 英国 (11 月 24 日発表)
 - 総額 200 億ポンドの景気刺激策。
 - 付加価値税の基本税率引き下げ (2009 年末まで、17.5→15.0%)、学校施設建設など公共事業拡大、中低所得層向けの臨時減税措置の期限延長など。
- (5) フランス (12 月 4 日発表)
 - 総額 260 億ユーロの景気刺激策。
 - インフラ整備や研究開発 105 億ユーロ、住宅分野 18 億ユーロ、売上税の払い戻し 114 億ユーロなど。また、10 年超の車を新車に買い替える際に 1 千ユーロ補助。
- (6) アメリカ (12 月 6 日発表)
 - オバマ新大統領就任後の「経済再生計画」。
 - 公共建物のエネルギー効率改善、道路・橋梁の補修、学校近代化、ブロードバンド回線の増強、医療近代化など。2011 年 1 月までに 250 万人の雇用創出。
- (7) インド (12 月 7 日発表)
 - 今年度補正予算で最大 2 千億ルピーの追加支出と付加価値税減税。
 - 支出内容は不明。付加価値税 (標準税率 14%) は、年度末まで 4% 引き下げ。
- (8) EU (12 月 11 日各国首脳合意)
 - 今後 2 年間で総額 2 千億ユーロの「成長回復計画」。
 - 今後 2 年間で 1,700 億ユーロ、EU 予算で 144 億ユーロを支出、欧州投資銀行の貸付枠を 300 億ユーロ拡大。内容は、付加価値税引き下げや投資減税、就業支援、自動車業界への低利融資など。また、この間は各国の財政赤字拡大を容認。
- (9) ブラジル (12 月 11 日発表)
 - 総額 84 億レアルの景気刺激策。
 - 中低所得者層の所得税率引き下げ、金融機関の金融取引税の引き下げなど。
- (10) 豪州 (12 月 12 日発表)
 - 総額 47 億豪ドルの景気刺激策。
 - 炭鉱と港の間の鉄道整備など 12 億豪ドル、道路整備 7 億豪ドルのほか、大学の研究施設への投資や、民間企業の投資減税など。10 月の 104 億豪ドルに続く施策。
- (11) 日本 (12 月 12 日発表)
 - 総額 23 兆円の「生活防衛のための緊急対策」。
 - 雇用対策約 1 兆円、減税約 1 兆円、生活対策約 6 兆円、改正金融機能強化法に基づく資本注入枠 10 兆円、政策金融の危機対応業務 3 兆円など。10/30 日の「生活対策」約 27 兆円、10/9 日の「雇用対策」約 2 兆円と合わせると、総額約 46 兆円 (重複 6 兆円を除く)。なお、今年度 2 次補正予算と来年度予算に跨る見通し。

(資料) 各種報道

(図表 2 2) 日本銀行による措置

日付	主な措置
9月16日～	リーマン・ブラザーズ破綻による金融市場の動揺を受けて、即日資金供給オペを機動的に実施。
9月16日	国債補完供給（日本銀行による国債の個別銘柄の貸付）の実施条件を緩和。
9月18日	米国連邦準備制度とスワップ取極を締結し、米ドル資金供給オペレーションを導入（残高：11.0兆円）。 —— 10月14日に、固定金利を提示して、適格担保の範囲内で、供給総額に制限を設けずにドル供給を行う方式を導入。
10月14日	金融市場の安定確保のための金融調節面での対応策を公表。 ■ 国債レポ市場における流動性改善のための措置。 ・ 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30年債を追加。 ✓ 残高：9.5兆円←1.8兆円（昨年同時期） ・ 国債補完供給の最低品貸料の引き下げ（1%→0.5%）。 ■ 市場を通じた企業金融の円滑化のための措置。 ・ CP現先オペの積極活用。 ✓ 頻度：週2回←四半期に1回程度 ✓ 残高：3.7兆円←0.3兆円<昨年同時期> ・ 資産担保CP（ABC P）の適格要件緩和。 ■ 年末越え資金の積極的な供給（残高：32.5兆円）。
	日本銀行買入株式の取引所市場売却を一時停止。
10月31日	政策金利の引下げ・金融調節面での対応力強化。 ■ 無担保コールO/N物金利の誘導目標の引下げ（0.5%→0.3%）。 ■ 基準貸付利率の引下げ（0.75%→0.5%）。 ■ 補完当座預金制度の導入（適用利率を0.1%に設定）。
12月2日	企業金融円滑化のための金融調節面での対応。 ■ 民間企業債務の適格担保範囲の拡大（12月9日～）。 ■ 民間企業債務を活用した新たなオペレーション（09年1月～）。 —— 民間企業債務の担保範囲内で金額無制限で、無担保コールレート誘導目標と同水準の金利で実施。
12月19日	政策金利の引下げ。 ■ 無担保コールO/N物金利の誘導目標の引下げ（0.3%→0.1%）。 ■ 基準貸付利率の引下げ（0.5%→0.3%）。 金融調節手段に係る追加措置。 ■ 長期国債買入れの増額（月1.2兆円→月1.4兆円） ■ 買入対象国債の増加（30年債、変動利付債、物価連動債を追加）、残存期間別買入れの実施 企業金融の円滑化に向けた措置。 ■ 企業金融支援特別オペの決定（09年1月8日～） ■ CP買入れを含めた企業金融面での追加措置の導入・検討 ■ CP買現先オペ等の対象先への日本政策投資銀行の追加

(注) 残高は12月19日時点。

(図表 2 3) 補完当座預金制度の概要

1. 導入の趣旨

- 金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、資金供給円滑化の手段として導入。

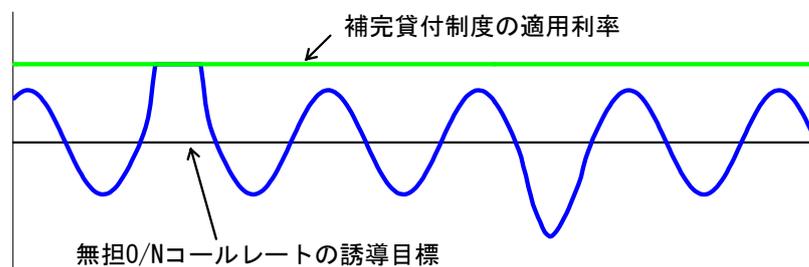
2. 制度の主な内容

- 日本銀行が受入れる当座預金および準備預り金のうち、いわゆる「超過準備」(準備預金制度に基づく所要準備を超える金額)に利息を付す。
- 対象先は、①準備預金制度対象先、または、②準備預金制度対象先以外の日本銀行当座預金取引先の中で預貯金取扱金融機関、証券会社、証券金融会社もしくは短資会社である先。
- 利率は、日本銀行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担コールレート(オーバーナイト物)の水準から日本銀行が定める数値(いわゆるスプレッド)を差し引いた利率。
- 本制度は臨時の措置であり、年末、年度末をカバーする趣旨から、本年11月の準備預金積み期(11月16日~12月15日)から来年3月の同積み期(3月16日~4月15日)まで実施する。

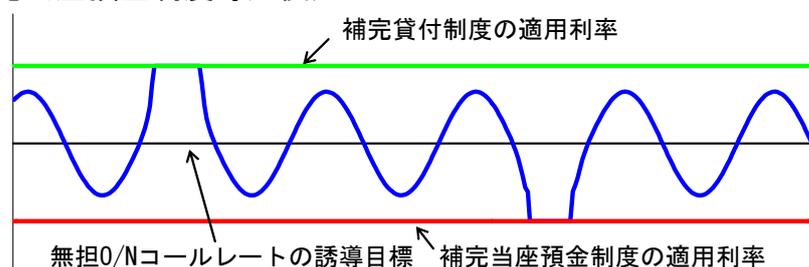
3. 期待される効果

- コールレートを目標水準に適切に誘導しつつ、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るようになり、金融調節面での対応力の強化につながるものと考えられる。
- すなわち、補完貸付制度に適用される利率がコールレートの上限を画するのに対し、補完当座預金制度に適用される利率にはコールレートの下限を画する効果が期待される(下図参照)。

(従来のコールレート変動)

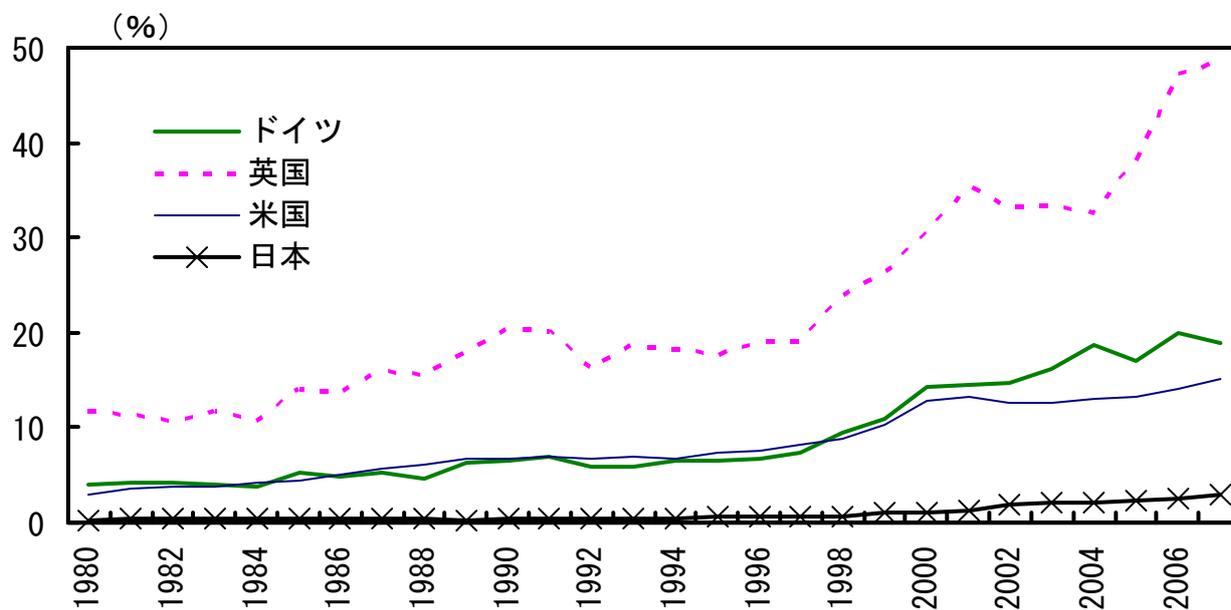


(補完当座預金制度導入後)

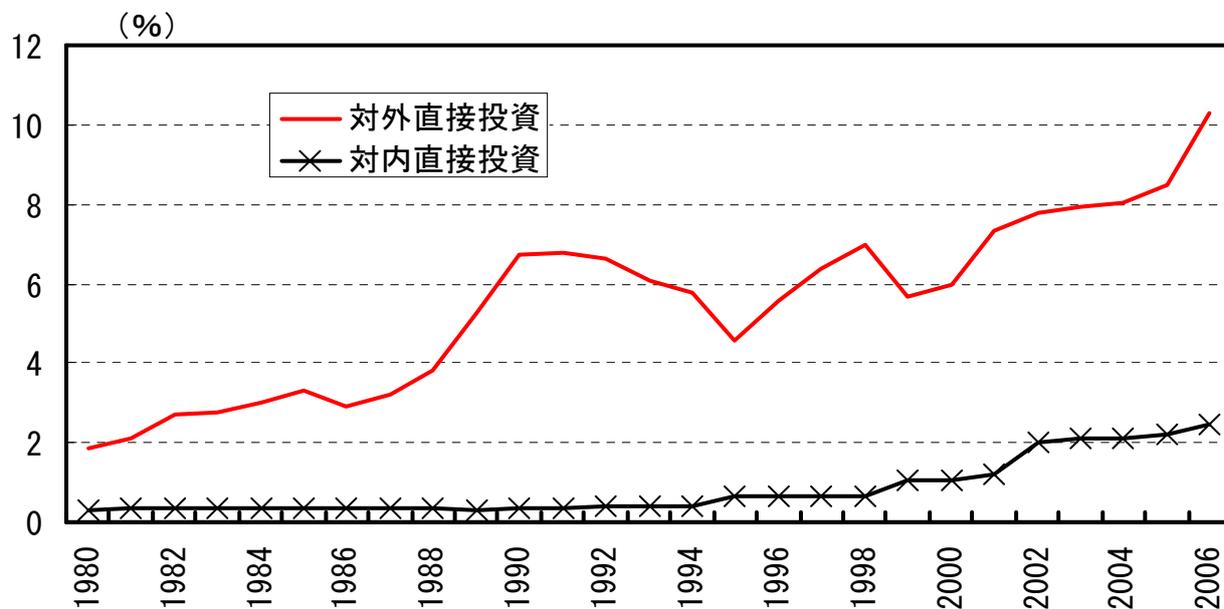


(図表 2 4) 日本の対内直接投資

1. 主要国の対内直接投資 (対 GDP 比)



2. 日本の対内・対外直接投資 (対 GDP 比)



(資料) 国連貿易開発会議 (UNCTAD)

(図表 25) 各国・地域の移民受入数

1. 移民受入数 (2005 年)

単位：万人

順位	国名	人数	人口比	順位	国名	人数	人口比
①	米国	3,835.5	12.9	⑪	オーストラリア	409.7	20.3
②	ロシア	1,208.0	8.4	⑫	パキスタン	325.4	2.1
③	ドイツ	1,014.4	12.3	⑬	アラブ首長国	321.2	71.4
④	ウクライナ	683.3	14.7	⑭	香港	299.9	42.6
⑤	フランス	647.1	10.7	⑮	イスラエル	266.1	39.6
⑥	サウジアラビア	636.1	25.9	⑯	イタリア	251.9	4.3
⑦	カナダ	610.6	18.9	⑰	アフガニスタン	250.2	16.9
⑧	インド	570.0	0.5	⑱	コートジボワール	237.1	13.1
⑨	英国	540.8	9.1	⑲	ヨルダン	222.5	39.0
⑩	スペイン	479.0	11.1	⑳	日本	204.8	1.6

(資料) 国連経済社会局

2. 高度技術者受入数 (2000 年)

単位：万人

順位	国名	人数	順位	国名	人数
①	米国	1,035.4	⑪	スペイン	23.0
②	カナダ	274.2	⑫	スウェーデン	22.1
③	オーストラリア	154.0	⑬	ベルギー	18.6
④	イギリス	125.7	⑭	メキシコ	14.2
⑤	ドイツ	99.6	⑮	トルコ	14.1
⑥	フランス	61.5	⑯	アイルランド	11.6
⑦	日本	32.9	⑰	ポーランド	10.4
⑧	スイス	28.7	⑱	オーストリア	10.3
⑨	オランダ	25.4	⑲	ノルウェー	6.4
⑩	ニュージーランド	23.2	⑳	ハンガリー	5.5

(資料) 国際移住機関